

## むつ市議会第203回定例会会議録 第5号

議事日程 第5号

平成22年3月16日（火曜日）午前10時開議

◎諸般の報告

第1 議席の変更

第2 議会運営委員の選任

【一般質問】

第3 一般質問（市政一般に対する質問）

（1）4番 工藤孝夫 議員

（2）7番 野呂泰喜 議員

（3）13番 佐々木隆徳 議員

（4）3番 目時睦男 議員

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（25人）

1番	澤	藤	一	雄	3番	目	時	睦	男
4番	工	藤	孝	夫	5番	横	垣	成	年
6番	新	谷		功	7番	野	呂	泰	喜
8番	浅	利	竹	二郎	9番	川	端	一	義
10番	鎌	田	ち	よ子	11番	中	村	正	志
12番	富	岡		修	13番	佐	々木	隆	徳
14番	菊	池	広	志	15番	半	田	義	秋
16番	千	賀	武	由	17番	白	井	二	郎
18番	山	本	留	義	19番	岡	崎	健	吾
20番	馬	場	重	利	22番	川	端	澄	男
23番	高	田	正	俊	24番	村	川	壽	司
25番	富	岡	幸	夫	26番	斉	藤	孝	昭
27番	村	中	徹	也					

欠席議員（2人）

2番	新	谷	泰	造	21番	山	崎	隆	一
----	---	---	---	---	-----	---	---	---	---

説明のため出席した者

市長	宮	下	順	一郎	副市長	野	戸	谷	秀	樹
教員 委員 会長	山	本	文	三	教育長	牧	野	正	藏	
公営 企業 管理者	遠	藤	雪	夫	代 監 査 委 員	小	川	照	久	
選挙 管理 委員長	佐	々	木	鉄	農 委 員 会 長	立	花	順	一	
総務 部長	新	谷	加	水	企 画 部 長	阿	部		昇	
企画 部 事	近	原	芳	栄	民 生 部 長	齋	藤	秀	人	
保健 福 祉 部	鴨	澤	信	幸	経 済 部 長	櫛	引	恒	久	
建設 部 長	太	田	信	輝	選 挙 管 理 会 長 委 員 局 長	大	芦	清	重	
監 査 委 員 長	齋	藤		純	教 育 部 長	佐	藤	節	雄	
公 企 業 局 長	佐	藤	純	一	川 内 庁 舎 長	河	野	健	二	
大 畑 庁 舎 長	柳	谷	正	尚	協 野 所 舎 長	片	山		元	

総副総務課 部長  
 企画課 部長  
 民生副庶務課 部長  
 経副商課 部長  
 建副用地課 部長  
 総行課 部長  
 教委事市久課 部長  
 協庁管野課 部長  
 民生副庶務課 部長  
 建土総務課 部長  
 総管主務課 部長  
 総総主務課 部長

松尾秀一  
 宮川淳一  
 奥島慎一  
 中嶋達朗  
 手間本富士雄  
 花山俊春  
 猪口和則  
 星久南  
 竹山清信  
 二本柳茂  
 中里敬  
 澁田剛

総副管財課 部長  
 企副企画課 部長  
 保福副生活課 部長  
 建副土木課 部長  
 農委事務局 部長  
 経農課 部長  
 川産業課 部長  
 協庁産業課 部長  
 経農水課 部長  
 出納室 部長  
 総総主務課 部長  
 総総主務課 部長

山本伸一郎  
 伊藤道通  
 若松通夫  
 布施恒夫  
 吉田薫光  
 室館利光  
 山下謙一  
 外崎幸二  
 畑中誠  
 寺島誠  
 吉田真  
 栗橋恒平

事務局職員出席者

事務局長  
 総括主幹  
 主事

工藤昌志  
 柳田論明  
 井戸向秀明

次長  
 主査

澤谷松夫  
 石田隆司

## ◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（村中徹也） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は23人で定足数に達しております。

## ◎諸般の報告

○議長（村中徹也） 議事に入る前に諸般の報告を行います。

昨日、本会議終了後の議会運営委員会において、3月19日に議員提出議案3件を上程することが決定しておりますので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（村中徹也） 本日の会議は議事日程第5号により議事を進めます。

## ◎日程第1 議席の変更

○議長（村中徹也） 日程第1 議席の変更を議題といたします。

会議規則第4条第3項の規定により、お手元に配布の議席図のとおり、議席の一部を変更したいと思います。

変更となる議席番号及び氏名を職員に朗読させます。

（事務局長議席番号・氏名朗読・

別紙議席表）

○議長（村中徹也） お諮りいたします。

ただいま朗読したとおり、議席の一部を変更することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、ただいま朗読したとおり、議席の一部を変更することに決定いたしました。

それでは、ただいま決定いたしました議席にそれぞれ着席願います。

暫時休憩いたします。

午前10時02分 休憩

午前10時03分 再開

○議長（村中徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

## ◎日程第2 議会運営委員の選任

○議長（村中徹也） 次は、日程第2 議会運営委員の選任を行います。

本件は、1名の欠員が生じたので、これを補充するため行うものであります。

お諮りいたします。議会運営委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、野呂泰喜議員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました野呂泰喜議員を議会運営委員に選任することに決定いたしました。

## ◎日程第3 一般質問

○議長（村中徹也） 次は、日程第3 一般質問を行います。

本日は、工藤孝夫議員、野呂泰喜議員、佐々木隆徳議員、目時睦男議員の一般質問を行います。

## ◎工藤孝夫議員

○議長（村中徹也） まず、工藤孝夫議員の登壇を求めます。4番工藤孝夫議員。

（4番 工藤孝夫議員登壇）

○4番（工藤孝夫） おはようございます。日本共産党の工藤孝夫です。むつ市議会第203回定例会に当たり一般質問を行います。

まず最初は、生活保護行政についてであります。現在我が国では、判明しているだけでも1年に100人近くが餓死し、年間の自殺者が13年連続して3万人を超える事態となっています。しかも、その中で経済的理由による広がりという点で深刻な社会問題となっています。

昨年の総選挙で民主党を中心とする政権が誕生し、その公約実行に多くの国民が注視と期待を寄せました。生活保護の母子加算復活、高校授業料の実質無償化など期待に沿ったものがあるものの、押しなべて公約違反という国民に背を向けたものとなっています。

こうしたいわゆる公約違反の根底にあるのは、雇用、社会保障、地域経済の破壊を進めた小泉内閣の構造改革路線からの根本が転換されていないことによるものであります。

さて、このようにして今深刻な経済情勢を反映し、今後ますます生活保護の申請が増大していくことは確実であります。同時に生活保護行政をめぐる情勢は大きく変化していくものと考えます。生活保護制度は、憲法25条に基づく国民の生存権を保障するものであることは言を要しないところであります。生活保護制度利用者がふえることが予想される経済情勢にあって、現場のケースワーカー職員が申請者の対応に追われ、就労支援や訪問援助を必要とする懇切かつ親切な本来の業務に支障を及ぼすなどあってはなりません。

こうした意味で、第1に、市のケースワーカー人数と被保護世帯数の基準について、第2に、被保護者や申請者に対する担当ケースワーカー職員

の配置は十分と言えるのか。市行政区の広域化、経済状況を踏まえ答弁を求めます。

質問の第2は、高校新卒未就職者への支援についてであります。働く貧困層が1,000万人を超え、使い捨ての不安定雇用が全労働者の3人に1人にまで広がり、年間を通じて働いても年収200万円にも満たないいわゆる働く貧困層が1,000万人を超えています。青年の就職状況もますます厳しく、若者に夢と希望を持たせない社会でいいのか、こうした切実で深刻な声がわき出ています。今年度の新卒、高卒者の就職内定率も変わらず厳しいものであります。どの会社でも、自動車免許取得が就職の条件となっているところが多く、その経費捻出に苦勞されているとしています。

このような状況を踏まえ、さきの12月県議会における商工労働委員会で共産党の安藤晴美県議が、来春の高校卒業予定者の就職未内定者に対し、自動車教習所や専門学校などの入学金の補助など、資格取得に対する支援策を求めたところであり、これらに対し、県当局では、未就職者に対し資格取得の支援などを初めとしたさまざまな就職支援策について検討していると答えています。また、その後の聞き取りに対し、防衛ビジネスや介護福祉サービス、医療事務など、国から委託を受けている離職者など再就職訓練事業の内容を検討していると答弁しているところであります。市においても、こうした県の施策を踏襲できないものか、市管内高校の状況を踏まえた支援策について、市長の答弁を求めます。

次に、環境整備について質問いたします。特に市道川内2号、3号、5号線の側溝整備についてであります。市道川内2号、3号、5号線は、診療所通りとして、外来患者の車両通行や救急車両など往來の最も多い路線であります。また、3号、2号線は通学路として利用されております。小学校の建設によって通学利用度はさらに高まること

が予想されます。しかしながら、側溝にふたのない箇所が多く、側溝があってもふたのできない状況で放置されている箇所もあります。排水も悪く、衛生上も問題で、苦情の多い路線となっています。早急な全般的整備方を強く求めるものであります。

以上、誠意ある答弁を求め、壇上からの質問といたします。

○議長（村中徹也） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 工藤議員のご質問にお答えいたします。

ご質問の第1点目、生活保護行政についてでございますが、私からは被保護者の方への対応や今後の認識についてお答え申し上げ、ケースワーカー等の現状につきましては、担当部長から答弁をいたします。したがって、答弁の順序が多少前後いたしますことをあらかじめご了承くださいと存じます。

さて、さきに長引く景気低迷による生活保護受給世帯の急増に伴い、生活保護ケースワーカーの担当する世帯が国の基準を超えて繁忙状態にあるとの報道がなされておりましたが、当市も同様に景気低迷による雇用環境の悪化や高齢化等により保護率は毎年増加傾向にございます。生活保護世帯が増加することにより、ケースワーカーが業務を多く抱えることになり、保護受給者の方への生活支援や就労支援が不十分になるのではないかとのご懸念でございますが、私といたしましては、生活保護受給世帯の支援充実のため、ケースワーカーの人員配置は国の基準に基づいて十分配慮するとともに、ケースワーカーの資質向上のために各種研修会等に積極的に参加させているところでございます。しかしながら、合併により担当区域が広範になったこと、そして今後も保護世帯のさらなる増加が見込まれること等から、ケースワーカー

の増員については保護世帯の動向を適切に把握し、検討していかなければならない課題であると認識しております。

次に、保護申請者の方への対応についてでございますが、保護相談の内容は、近年の生活形態の変化から複雑化しており、福祉行政を熟知した面接相談者によって、よりきめ細かな面接相談を行う必要がありますので、平成14年度からは専門相談員を配置し、面接相談業務を行っております。また、必要に応じ査察指導員等も加え、複数で面接を行い、適切な対応に努めておりますし、さらに相談内容によっては生活保護以外の法や施策の活用を図る必要のある場合もございますので、関係課との連携を密にし、適切な説明と助言を行うよう努めておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

次に、高校新卒未就職者への支援策についてのご質問にお答えいたします。工藤議員ご承知のとおり、一昨年のも米国発世界同時不況の波が経済界を襲い、非正規労働者の雇いどめや新規採用者の内定取り消しなどが全国的に発生し、大きな問題となったところでございます。最近の景況は、景気は持ち直しつつあるという発表もされておりますが、雇用を取り巻く環境は依然として厳しく、市といたしましても、国の交付金を活用した緊急雇用創出事業やふるさと雇用再生特別基金事業のほか、市独自の事業等により地域における雇用の創出に努めているものであります。

今年度の市内高校卒業予定者の就職内定状況を申し上げますと、むつ公共職業安定所によるむつ管内の平成22年3月卒業予定の生徒数は大間高等学校を含め744名となっており、そのうち就職希望者は2月末現在で216名となっております。むつ市内だけに限りますと、就職希望者が188名に対し内定者は175名で、まだ就職先が決まらない生徒は13名となっておりますが、各学校の熱意と

ご努力で就職内定率は93.1%と徐々に上がってきております。

工藤議員ご質問の高校新卒未就職者に対する資格取得などの資金援助についてであります。市では地域の雇用問題にきめ細かな対処をするため、むつ下北地区雇用対策協議会において雇用情報の提供や雇用の促進について、企業や学校を交えて協議されておりますが、未就職者個人に対する援助はこれまで行われておりません。国では、公共職業安定所を窓口とした助成制度として、就職先の決まらない新卒者を短期間受け入れる新卒者体験雇用奨励金を支給する制度等を設けておりますが、支給対象者は個人ではなく、事業主とされております。一方、県においては、未就職者に対する職業訓練事業を検討しておるようでございます。市としては、現在行っている第2種放射線取扱主任者講習会などの施策を行っておりますが、情報収集に努め、利用可能な制度等が出された場合対応してまいりたいと存じますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、市道川内2号、3号、5号線の側溝整備についてお答えいたします。市道川内5号線は、仲崎地区の国道338号から川内診療所へ通ずる道路となっております。昨年地区会より側溝のふたの要望があり、一部入れかえをいたし、その後現地の状況を確認したところ、側溝が老朽化しており、一部側溝及びふたが入っていない部分、そして流れが悪くなっている状況で、部分的に補修しても解決されず、改修が必要と判断し、市道川内5号線並びに流末であり、川内中学校の通学路となっている3号線及び2号線を含めた計画で側溝整備を検討したいと思いますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（村中徹也） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（鴨澤信幸） 生活保護行政に関するご質問で市長答弁に補足説明させていただきま

す。

市の生活保護を担当するケースワーカーの数と担当世帯数についてでございますが、平成22年1月末現在生活保護世帯数は1,172世帯となっております。担当ケースワーカーを14名配置し、単純に割り返しますと、1名当たり83.7世帯となります。そして、このケースワーカーに加えて国の基準に基づきケースワーカー7名に1名の査察指導員の配置が必要であることから、2名の査察指導員を配置しております。ケースワーカーの担当世帯数は、地域ごとに分担していることから、1人当たり70世帯から94世帯を担当することになっております。国の基準では、市の福祉事務所にあっては被保護世帯の数が240以下であるときはケースワーカー3名とし、被保護世帯数が80を増すごとに、これに1名を加えた数とされていることから、当市では現在被保護世帯数から算出いたしますと14.65人となり、おおむね適正に配置されているものと認識いたしております。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 4番。

○4番（工藤孝夫） 順序が逆になりますので、ご了承願いたいと思います。

まず、市道川内2号、3号、5号線の側溝整備についてでありますけれども、側溝整備を検討したいと、こういう前向きな答弁でございました。ありがとうございました。早期に実現されるように重ねて要望しておきたいと思います。

次に、高校新卒の未就職者への援助についてでありますけれども、さきの一般質問で同僚議員もこの点については質問し、それなりの答弁もされております。現在の政治状況を見ると、就職の厳しさという点では、今後さらに続いていくと見るのが現実的ではないかなというふうに思っております。未来ある青年が社会に羽ばたこうとするときに、まずぶつかるのが失業だというのは、余

りにも悲しいことでありますから、市当局におかれましても、学校、父兄と綿密な連携をとって随時対策を講じてほしいというふうに要請しておきます。

生活保護行政について質問いたします。おおむね適正であるという部長答弁でありました。また、市長答弁では、今後保護世帯については検討していかなければならない課題でもあるのだという答弁もあわせてされました。そこで、重ねてお聞きすることになるのかもわかりませんが、ほぼ基準を満たしているという現状であったとしても、1人平均にならせば83世帯ちょっとということです。やはり合併になって県内一広い、そういう地域になったわけですから、基準に則して充足率を満たしているといっても、それでいいのかということがあると思うのです。1人の職員が受け持つ世帯が83世帯ずっと行っているわけではないわけですから、非常に大きなアンバランスがあるというふうに私は考えますけれども、この比重というようなのは、職員1人で受け持っている人数は最高で何人、最低で何人ということをもう一回教えていただきたいと思います。

○議長（村中徹也） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（鴨澤信幸） 一応1人当たりの最低の方が70世帯、それから多い方で94世帯の担当をしております。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 4番。

○4番（工藤孝夫） 保護世帯の対応ということで紹介したいと思うのですが、これは私が最近直接訴えられたことも含まれております。ご紹介させていただきます。

1つは、申請者に対して担当の職員が言ったこと。「生活保護制度とは何か知っているのか」、「税金をもらって生活するのが当然と思ってもらえば困る」、「仕事を探しているのか」などと言われ

て、ケースワーカーが来ると怖い感じがするというのが1つ。もう一つは、保護申請のときに、息子さんが首都圏に居住している人なのだそうですねけれども、その息子さんには援助できないということを確認しておるのに、今になってケースワーカーが、これから息子に会いに行くと言っていると、そういうことを言われたということです。非常にそういう点では肩身の狭い思いをしたという話です。

もう一つは、これは私がこの前直接聞いた話です。「むつ市にいても仕事がないから、八戸に行ったらどうか」と、居住権の侵害にもかかわるようなことを言われて、本当に悔しい思いをしたと。まだまだあると思うのです。しかし、私と言われて、あるいはまた聞いていたのを今3点ほど紹介したわけでありましてけれども、これが適切な指導と言えるのかどうか、まず市長の見解をお尋ねします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 今工藤議員からご紹介がございましたけれども、担当の者が前段、一番最初の説明のところ、税金を使って生活するというふうな部分、これはその言葉の、今自席のほうでのお話ですと、かなり口調が厳しいような感じをされましたけれども、中身は私はそのとおりでと思います。ただ、その部分で言葉の言い方、話し方、そういうふうなところが、私もそこに同席していたわけではございませんので、また工藤議員も同席していないと思いますので、そういうふうなやりとりの中で、やはりこちらのほうの考え方を示すという部分では、前段の部分は私は税金を云々というふうな部分、これはやはりそういうふうな説明をして、行政としてはしかるべきものと、このように思います。

後段の部分において、やはりそういうふうなところの言葉の言い回し、そしてまたお話の仕方、

そういうふうなところに配慮が欠けているというふうなことでありますならば、これはやはりお話の仕方等について、これからさまざまな部分で研修を深めながら、また接し方、こういうふうなものについては十分検討させていきたいと、こういうふうに思います。

○議長（村中徹也） 4番。

○4番（工藤孝夫） やりとりの中でそういうことがあったのだろうと。しかし、口調がどうあっても、相談者なわけですから、切りつけるような、そういう対応の仕方はまずい。やってはならないことです。これは、言うまでもないことであります。

私は、職員というのは、もちろんこういう対応をする職員というのは本当にわずかだと思ふ、少数だと思います。少数であっても、しかし公僕ですから、こういう対応は今後二度とあってはならないという意味では、研修もさせるという市長の答弁でありましたけれども、やはりその人の人生にかかわる問題ですから、その意味では職員の指導という一つの側面と、もう一つは世帯を抱えておる、それから申請者の相談にもとても手が回らないよというふうな状況、この両面からこの問題は考えていくべきだというふうに思うのです。

職員のこの問題に対する過重は、やはりあるわけですね。というのは、生活保護世帯は毎年ふえておりますから。そういう点で一人でも、国の基準を満たしているからいいのだということではなくて、やはり配置する必要がある、私はこう考えますけれども、再度市長の見解をお尋ねしたいと思います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 私は、職員は一生懸命やっているというふうな思いで、職員をしっかりと精励していかなければいけない立場です。これは、本当にさまざまなケースがある中で、その一つ一つ

のケースを私は存じ上げませんが、職員はそれなりに全体の奉仕者というふうな大きな一つのテーマのもと、さまざまな状況等を踏まえてしっかりと私は対応していると思います。ただ、言葉遣い、そういうふうなところが欠けているのならば、やはり私が常々話をしている市民目線というふうな形、こういうことを徹底をしていかなければいけないと、このように思います。しかしながら、これからどんどん、どんどんこういうふうな状況が続いてきますと、保護費がかなりかさんできております。そういうふうな部分で、やはり職員を手当てしていく、ふやしていくと、ただ単に一概にふやしていけばいいのかというふうなところには、私は疑問を感じます。その部分において、職員にはかなり負担が来ておりますけれども、今の状況の中で頑張っていたきたいと、こういうふうに思いますし、政策的にはやはりこのむつ市の経済を下支えする予算、そういうふうなものを通していただいて、さまざまな部分で施策を打っていくのが行政のあり方ではないのかなと、こういうふうに思います。

また生活保護、この部分についてはさまざまな状況があると思います。そのケースワーカーの部分もありますし、専門相談員、こういうふうなものも配置しております。そしてまた面接相談、こういうふうなものもしております。また一方では、さまざまな部分で批判がある部分、そういうふうなところにおいては査察指導員、言葉がちよっと厳しゅうございますけれども、やはりそういうふうなところもすべて目配り、気配りをしながら、こういうふうな行政を進めていかなければいけないと。先ほどお話ししましたように、工藤議員の前段の部分、やはりこれは税金、皆さんからちょうだいしている税金で生活をしているというふうな、そういう部分の基本的なところはお伝えをしなければいけませんし、公務員としては全体

の奉仕者であるというところを意識しつつ、そして市民目線を忘れずということで相談業務を受けていくというふうな思いに徹していきたく、こういうふうに思います。

職員は懸命に頑張っていると、人数が少ない中でも頑張っているというふうなことをご評価いただければなと、このように思います。

○議長（村中徹也） 4番。

○4番（工藤孝夫） 私は、職員に対して、私どももそうですけれども、やはり公僕だということは絶えずこれはそういう意識を持ってもらわなければならないし、困っている、そういう人たちに温かい手を差し伸べるといふことは、これはもう絶対必要なわけで、最後のそれこそセーフティーネットとして市役所に相談に来るわけですから、そういうところをしっかりと踏まえて業務に当たっていただきたいということを理事者のほうからも事あるごとに指導していただきたいということを最後に要望して質問を終わります。

○議長（村中徹也） これで、工藤孝夫議員の質問を終わります。

午前10時45分まで暫時休憩いたします。

午前10時32分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（村中徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

### ◎野呂泰喜議員

○議長（村中徹也） 次は、野呂泰喜議員の登壇を求めます。9番野呂泰喜議員。

（9番 野呂泰喜議員登壇）

○9番（野呂泰喜） 平成21年度最後の定例会となりました。このたび、教育委員であり、また教育長としてむつ市の教育改革に真摯に取り組んでい

ただきました牧野正藏氏が4月末をもちまして職を離れるとのことであります。高い見識と、そして良識を持っておられる牧野氏がおやめになることは、むつ市にとりましてまことに残念なことであります。私といたしましても、昨年の9月定例会におきまして、小・中学校耐震性の問題で議論をさせていただき、各学校の耐震補強につきましては、共通の認識を持たせていただいたところであります。

さて、ことしの冬は寒さもさることながら、豪雪であり、非常に厳しい冬でありました。まさに一陽来復、平成22年度は市民の皆様にとりまして、安心安全であり、何にも増して暮らしやすいむつ市であってほしいものであると思います。そもそもそのための市町村合併であり、高サービス、低負担のうたい文句であったはずであります。

昨年3月定例会の一般質問において、本庁舎の移転について、総事業費28億2,000万円、高価な買い物をして、20年ローンで家を買ったら返済が苦しく医者に通えないという事態ともなれば本末転倒ではないでしょうかと私の考えを述べさせていただきました。まさに現実問題として、毎年税金と公共料金の値上がり、一例を挙げますと、国民健康保険税であります。平成20年度に値上げをいたしました。ところが、平成21年度決算見込みでは赤字額が約5億4,000万円になるので、今定例会において平成22年度の国民健康保険税のさらなる値上げを求めてきております。これ以上の値上げは、今まで何とか家計のやりくりをしてでも払っていた方々も、払いたくても払えない状況に陥る可能性が非常に高くなり、まさに返済が苦しく、医者に通えない事態ができつつあるように思われます。

むつ市議会第203回定例会に当たり、通告順に従い一般質問を行います。市長並びに理事者におかれては前向きなご答弁をお願いいたします。

市民生活にとって重要な除排雪について。ここ三、四年、暖冬少雪により除排雪費も当初予算2億円で賄い切れていましたが、ことしの冬は思いがけない大雪に見舞われ、むつ市民の皆様にはまことに大変な雪との闘いの冬であったことと思います。市民生活を守る、そして市民からの要望にこたえ、深夜作業の繰り返しで寝る時間を削ってまでして頑張る除排雪作業をしていただいた皆様、そして関係各位に深く感謝を申し上げます。降り続ける雪、降り積もる雪、ことしの冬の豪雪により、再認識、再確認をし、市民生活にとって効率のよい除排雪であり、また除排雪計画が必要であり、さらなる雪対策を講じるべく、気がついた以下の点を指摘をさせていただきたいと思えます。

1点目として、雪捨て場が大湊港大平岸壁1カ所だけであるために、除排雪作業地点が雪捨て場までの距離が遠いほど排雪作業のトラックの往復に時間がかかり過ぎ、それが除排雪の効率化ができない要因の一つであると思えます。雪捨て場を何カ所かに分散して確保できないものでしょうか。最低でも1カ所ずつ確保すれば効率のよい除排雪が望めると思えます。

2点目として、大湊浜通線ではありますが、除雪に早朝ブルドーザーで道路の路肩に寄せる方法がありますが、近年地域的に高齢化が進んでいる現状から、路肩に寄せられた雪の塊を片づけられない状態、また空き家も多く、もともと狭隘な道路状況でありますところに路肩に寄せられた雪の塊で、さらに狭隘となっておるのが現実であります。地域住民も一生懸命頑張っておりますが、除雪もさることながら、除排雪の回数を今以上にふやしていただきたいと思えます。

3点目として、路肩に寄せられた雪の塊を沿道の皆さんが人力にて海に捨てに行っているところがあります。融雪溝が整備されれば雪の塊を楽に

捨てることができるとのことであります。

以上のことについては、市民からの要望、そして地域住民の声であります。

次に、J R 東日本大湊線問題についてお伺いをいたします。J R 東日本大湊線強風対策につきましては、むつ市議会第190回、第195回、第196回及び第199回定例会におきまして質問を重ねてきたところでもあります。私といたしましても、J R 大湊線が常に安定的に運行がなされることが利用者の皆様にとって一番の利便性であり、現状のままではJ R 大湊線に信頼性が持たれない状態であり、これでは利用客増にはなかなかつながらないと思えます。

J R 大湊線がなぜ強風に弱く、運行ダイヤが乱れるのかを確認したいと思います。強風による余部鉄橋での脱線事故以来、J R 東日本が定める早目規制区間にJ R 大湊線が対象となり、6基の風速計が設置され、それぞれ早目規制が敢行されておるところであります。また、協議会の報告によれば、有戸から吹越間の泊川橋りょう付近に設置してある風速計が風速20メートルを超える風を最も多く観測している、またこの区間の約4.5キロメートルにある海浜並行区間へのベルト式ネットフェンス、防風柵が強風対策に最も有効となると報告されているところでもあります。また、防風柵に関して、県企画政策部、J R 東日本盛岡支社、下北郡内各市町村及びJ R 大湊線連絡協議会での協議では、防風柵のメリット等がはっきりしなければ、試験柵及び防風柵の設置にも踏み込めないとあります。また、関係者間において防風柵の設置に関し、負担割合も含めた具体的な協議がなされないで来たところでもあります。

そこでお伺いしますが、1点目、平成21年度の規制日数及び規制本数、そして運休数の状況はどうであったのか。

2点目、平成17年の羽越線脱線事故現場周辺の

視察をしたのかどうかお伺いをいたします。

3点目、むつ市議会第199回定例会において、東北新幹線七戸十和田駅―新青森駅間の開業をにらんで大湊線の利用促進のための強風対策も含めた利便性向上等についての協議会を本格化することが肝要である、休止状態となっているJR大湊線連絡協議会での協議を再開する方向で、県及び関係自治体やJR東日本盛岡支社、青森鉄道と協議に努めてまいりたいと1年前の答弁でありましたが、JR大湊線連絡協議会が再開されたのかをお聞きいたします。

平成20年6月、むつ市議会第196回定例会において旧脇野沢村における不適切なごみ処理がなされていた旨の行政報告がなされ、現在では脇野沢赤坂地区不法投棄問題として調査が進められてきたところであります。昨日の同僚議員の質問の中にもありましたが、平成4年12月14日、旧脇野沢村議会総務委員会において最終処分場の埋め立て状況及び口広の野焼き状況を視察、青森県環境保健部からは野焼きは違法であり、早急な対応が望まれたにもかかわらず、旧脇野沢村議会では今までどおり野焼きをすることもやむを得ないという結論に達したとあります。いわばやむを得ないという言葉が違法性を認識しつつ、一連の不法投棄を平成16年まで繰り返してきた結果ではないでしょうか。

前に戻りますが、脇野沢赤坂地区不法投棄に関しましては、不法投棄現場内に貯留している浸透水の外部流出防止のため、鋼矢板による遮水壁及び遮水シートによるキャッピングが終わり、平成21年10月6日、廃棄物撤去事業の実施設計に係る業務委託契約を締結して、事業実施期間を3カ年とするとありますが、そこで質問であります、撤去費用であります、6億2,000万円は確定したのかどうか、また撤去費用の予算計上はいつごろになるのかお伺いをいたします。

むつ市営牧野の指定管理者に指定しておりました農事組合法人みなみ農園開発における指定管理料からの理事現金着服事件が9月7日に発覚、その後10月1日に事件報告書及び経理事務改善計画書が提出されました。その時点での被害額が970万774円との報告でありました。みなみ農園開発代表理事より、今回の事件は指定管理団体内で発生した事件であり、代表理事が責任を持って対応する、また代表理事のほうで責任を持って自らの資金をそこにつぎ込んででも処理をしていくというふうな返事、回答をもらっているとのことでありました。その後みなみ農園開発より10月23日付で再度改善計画書が出され、11月10日までに被害額の一部を納金します、残金につきましては財産処分等々も視野に入れながら検討してまいりますとの行政報告でありましたが、改善計画の提出をもって市として独自調査もしないで3期分の最後の指定管理料500万円を10月にみなみ農園開発に振り込んでしまった、それも従来使っていた金融機関ではなく、みなみ農園開発の指定されたところにあります。

そこで質問であります、当該法人は総額2,430万円の債務を負っているが、この金額で確定したのかどうか。また、市内外合わせて22業者への未納がありますが、被害額は幾らになるのか。みなみ農園開発と22業者間の問題であるとは思いますが、市として何らかの救済策が講じられないものなのか。指定管理者が法人であることがほとんどであります、まさに今回の事案は指定管理者が法人であるがゆえに起きたものであると思います。組合法人並びに各法人への対策はどのようになるのかお伺いをいたします。

一連の不祥事に対する責任について。平成20年6月発覚した脇野沢赤坂地区における不法投棄に始まり、市の職員による公金着服、またむつ市営牧野の指定管理者に指定している農事組合法人み

なみ農園開発の理事現金着服と次から次と出てきましたが、一連の不祥事、まずどなたが責任をとるのでしょうか。

以上、壇上より質問を終わります。

○議長（村中徹也） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 野呂議員のご質問にお答えいたします。

まず、市民から要望が多い雪対策についてのご質問にお答えいたします。市民生活にとって重要な除排雪についてのご質問であります。今冬は4年ぶりの豪雪で、当初予算の約2億円を1月中旬に消化してしまい、現在4億円の追加予算をもって市民生活に支障のないよう努めてまいりました。ご質問の雪捨て場の確保についてであります。市では雪捨て場の選定は広大であること、周辺環境や道路網などの点を考慮し、大湊港大平岸壁1カ所を青森県から無償で借り受けて利用しております。

議員ご指摘の排雪の効率化を考え、雪捨て場を何カ所か確保してはどうかという点につきましては、市でも以前より検討しておりますが、さきに述べました条件に合う候補地がなかなか見つからない状況にあります。

次に、浜通線の除雪についてであります。この路線は、堆積場所がないことから、道路の路肩に寄せる方法をとらざるを得ず、狭隘となった場合には幅員確保のため排雪で対応しております。今後は、排雪の回数をふやすなどの方法により、沿道の方々の負担を少しでも軽減してまいりたいと考えております。

また、浜通線の融雪溝の整備については、平成20年3月のむつ市議会第195回定例会において野呂議員の一般質問にお答えしておりますとおり、エコ・コースト事業の進捗を見据えながら検討してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、JR東日本大湊線問題の件についてお答えをいたします。野呂議員ご自身が昨年視察した羽越線に設置されているベルト式ネットフェンスについて、市では視察を行ったのかとお尋ねですが、市としては視察は行っておりません。しかしながら、平成13年度及び平成14年度において青森県の委託調査として取りまとめられた報告書において、ベルト式ネット柵について触れられておりますので、それらを参考にいたしますと、鉄道用ではありませんが、むつ市内においてはアックス・グリーン付近の片側2車線道路の海側に設置されている防風柵のようなものであると認識しております。

次に、JR大湊線防風試験柵研究会でベルト式ネットフェンスを選択した理由と設置に係る経費負担についての協議についてであります。防風試験柵研究会が取りまとめた報告書においては、試験柵としてはベルト式ネットフェンスと防風ネットの2種類について想定し、その設置費用等を試算しております。これは、平成13年度の青森県の委託調査である大湊線利便性向上対策調査において、風対策については防風林と防風柵があるが、時間効率や実施例から防風柵が有効であり、柵体はベルト式ネットフェンスが有効という実験結果があるということから、ベルト式ネットフェンスを試験柵の一つとして選んだとのことあります。

また、もう一方の防風ネットは、試験柵という性質上、効率性と経済性を考慮した結果であるということでもあります。試験柵の設置費用については、柵の設置のほかに風速計の設置とデータ分析が必要となりますが、データ収集にはケーブル敷設による電送方式と記録紙による保存という2つの方法を考え、ベルト式ネットフェンスとケーブル敷設を組み合わせる最も費用を要する場合と、防風ネットと記録紙の保存を組み合わせる最も費

用を要しない2つのケースを想定し、それぞれ約850万円と約320万円という試算をしております。しかしながら、防風試験柵研究会の上部組織となるJR大湊線連絡協議会において、景観を損なうことと相まって、防風柵の本格設置に係る経費約12億円の負担方法及び防風柵のメリット等がはっきりしなければ試験柵の設置には踏み込めないとされたところであり、それ以降試験柵及び防風柵の設置に関し、負担割合も含めた具体的な協議が行われていない状況にあります。

昨年3月の議員からの一般質問においても、JR大湊線連絡協議会については再開する方向でとお話しさせていただきましたが、議員ご承知のように、JR東日本盛岡支社の経営姿勢が安全輸送と誘客促進に重点を置き、定時性の確保といった点での抜本的な強風対策への投資には消極的であること、下北駅前広場の整備が完了したこと、さらには東北新幹線全線開業に向け、津軽線と大湊線を走る新型リゾートトレインの運行もことしの秋以降に予定されていること、またそもそも当協議会において課題の一つとされた大湊線の魅力の一角である陸奥湾の景観を損なうといったことなどがありますことから、大湊線の利用促進と運行の安定、下北地域及び大湊線沿線の活性化という協議会の目的を踏まえつつ、それらの新たな環境条件や諸々の要素を総合的に勘案しながら取り組んでまいりたいと考えているところであります。

次に、農事組合法人みなみ農園開発に対する指定管理についてのご質問にお答えいたします。お尋ねの1点目、2,430万円は確定額かとのことですが、当該法人は破産手続を依頼するに当たり、担当弁護士へ関係帳簿や未払い先からの請求書等をすべて提出し、それを担当弁護士が集計したものと思われる、1月19日付の受任通知書に、その金額が記載されていたものであります。今後裁判所や破産管財人による債権調査により明ら

かになるものと思われますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、未払い金について市で肩がわりできるのか、救済措置できないのかとのご質問でございますが、当該法人から依頼を受けた弁護士からの文書では、当該法人の負債総額が約2,430万円となっており、このうち約950万円が市の請求している指定管理料返還金並びに違約金及び住民税であります。それを差し引きました約1,480万円が他の業者に対して未払いになっている金額と思われませんが、これを市が救済措置として肩がわりするという事は現状では考えておりません。今回の事件は、市民の皆様、取引関係者の方々に損害とご迷惑をおかけし、指定管理者を指定する者としては深くおわびを申し上げるところであります。

次に、市が抱えている一連の不祥事ということについてのお尋ねにお答えいたします。まず、脇野沢赤坂地区における不法投棄についてでございますが、ご質問の1点目、これまでの経緯と対応についてお答えいたします。去る平成20年3月、脇野沢赤坂地区に産業廃棄物等が不法投棄されているという匿名の投書が届き、事実関係の調査を行った結果、旧脇野沢村が村有地であるむつ市脇野沢赤坂地内に長年にわたり一般廃棄物等の不法投棄が行われていた事実が確認されました。当初は清掃センターの建設期間中のごみ処理に困り、当該地を最終処分場の代替地として投棄を行っておりましたが、清掃センター完成後も引き続き平成16年まで不法投棄を続けておりました。さらに、平成2年に廃止した口広にある旧最終処分場に旧清掃センターの解体廃棄物やホタテのうろが投棄されたことも判明いたしております。

市では、まず不法投棄現場の周辺環境への影響が心配されましたことから、平成20年4月から定期的に現場周辺の水質調査を実施し、現在のところ基準値を満たしているところでございます。

次に、対応策についてであります。平成20年8月に不法投棄物の撤去等の対策工を検討するため、調査検討業務をコンサルタントへ委託し、対策工法として3つの案が提示されております。なお、調査検討業務の試掘調査により埋立地内部の貯留水から高濃度のダイオキシンが確認されたことから、その対策として、撤去工事に先行し、浸透水の流出を防ぐための遮水工事が平成21年12月に完了しております。また、平成21年10月には分別搬出撤去工法を採用することとし、実施設計を業務委託し、現在その結果を精査中であります。

次に、ご質問の3点目、対策事業費の予算計上はいつするのかとご質問についてであります。この対策事業における市の方針は、住民の安全で安心な環境を回復するために着実に事業を進めていく必要があると考えているところであり、また平成23年度までに赤字を解消することが市の最重要課題でありますことから、できる限り財政健全化の足取りに影響の少ない形で実施してまいりたいと考えております。現在その道半ばでありますし、撤去事業の実施設計を精査して事業費の圧縮を図る努力をしておりますことから、当初予算の計上を見送ることとした次第であります。現段階では、具体的に何年度に予算計上すると明言することはできませんが、財政状況を勘案し、予算計上したいと存じますので、ご理解賜りたいと存じます。

ご質問の2点目、事業費は6億2,000万円で確定したのかとご質問につきましては、担当部長より説明いたします。

次に、一連の不祥事に対する責任についてであります。不祥事に係る経費約6億5,000万円をすべて税金で賄うのかとお尋ねですが、本来であれば公共的で有益な市民サービスに支出すべき市民の皆様の血税を公益性とは真逆の事案に投入せざるを得ないことは、私も野呂議員と同

様に大変遺憾であり、じくじたる思いでいっぱいあります。市町村合併により継承せざるを得なかった旧脇野沢村の不法投棄事案、そして市制施行50周年及び合併5周年の記念式典を終えて間もなく発覚した指定管理団体農事組合法人みなみ農園開発の事案と、いずれも理不尽きわまりない事案であるものの、いまだ能動的な手だてを打てないでいる現状については衷心よりおわび申し上げる次第であります。

無論歯がゆい現状に対して、単に手をこまねいているわけではありませんし、法に照らし合わせた措置はもとより、何よりも市民の皆様から納得していただける手法はないのか、当然ながら模索を継続しております。いずれにいたしましても、行政運営の手綱を緩めるわけにはいかない長としての責任の処し方は、これらの事案に投入する理不尽きわまりない負担を市政各般にわたる施策展開の中で、何とか倍以上のプラスとして還元できるよう努力することで市民の皆様へ報いるしかあるまいと肝に銘じているところでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（村中徹也） 企画部長。

○企画部長（阿部 昇） 強風対策にかかわるご質問に関しまして、市長答弁に補足をさせていただきます。

風による規制の状況というお尋ねでございましたが、先般行政報告をいたしました1月までの経過で、平成21年度4月からの累計で申し述べますと、規制日数は39日、規制本数は175本、それと運休本数は168本という状況で今推移してございまして、昨年度同時期との比較という点で申し上げますと、特徴としては規制日数及び規制本数は少ないと。運休本数は、若干多く推移しているということが言えるかと思えます。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 民生部長。

○民生部長（齋藤秀人） 脇野沢赤坂地区における不法投棄についての2点目のご質問、事業費は6億2,000万円で確定したのかについての市長答弁に補足説明させていただきます。

まず、6億2,000万円の内訳でございますが、概算事業費4億7,700万円と市の最終処分場に廃棄物を処分した場合に最終処分場の残容量が減少となりますことから、処分量に相当する新たな最終処分場の建設を見込んだ経費1億4,500万円を加えたものでございます。処分量に相当する新たな最終処分場の建設計画はありませんので、概算事業ベースでは4億7,700万円から既に実施済みの遮水工事費用5,800万円を差し引いた4億1,900万円となります。この結果、6億2,000万円から縮減を図っておりますが、現段階では実施設計を踏まえまして、廃棄物の選別方法や水処理施設の規模の検討、また他の自治体の類似する不法投棄事案を参考としながら内容を精査中であり、さらなる事業費の圧縮を図りたいと考えているところでございます。

○議長（村中徹也） 9番。

○9番（野呂泰喜） まず、ご答弁まことにありがとうございました。除排雪について、まずお伺いをいたします。

今年度は6億円強と、いわゆる除雪費が6億円強ぐらいかかるだろうと。4億円ふえるということであります。これは、雪国でありますから、今まで雪がなかったのが不思議なぐらいで、当然雪が降るという前提で、これからやはり物事を組んでいかなければならないのではないのでしょうか。

どうなのでしょう、いわゆる今の雪捨て場、大平岸壁、やはり足りないというお考えをお持ちなのかどうか、まずそこをお聞きをいたします。

○議長（村中徹也） 建設部長。

○建設部長（太田信輝） お答えいたします。

雪捨て場の確保についてでございます。大湊港

大平岸壁のほかこれまで国道338号の桜木町地区に一時捨てておいた時期がございます。しかし、これが平成14年度以降利用できなくなったということがございます。その後一時的にですけれども、大湊新町の旧野球場、ここにも一時捨てた経緯がございますが、やはり雪の量が多いためになかなか解けない、それから水はけの悪い部分があるということで、1年でこの使用もやめております。何しろ大分広い土地が必要になりますので、それらの土地の選定に我々も苦慮していると。確かに四方に1カ所ずつでもあれば有効なのですけれども、なかなかそういう土地が見つからないということは現状で、現在は大平岸壁1カ所というふうに決めております。

○議長（村中徹也） 9番。

○9番（野呂泰喜） そうしますと、行政としては必要性は認めるということですね。あったほうがよろしいということで解釈してよろしいのかな。

○議長（村中徹也） 建設部長。

○建設部長（太田信輝） そのとおりでございます。

○議長（村中徹也） 9番。

○9番（野呂泰喜） そうしますと、大変でありましようけれども、また冬が来ます。同じことの繰り返しにならないように、何とかことし協力をしていただいで探していただきたいなと思っております。

先ほど桜木町という話が出ましたけれども、再度その桜木町の雪捨て場の確保はできないものなのでしょうか。その部分、1点お聞かせいただきたいと思えます。

○議長（村中徹也） 建設部長。

○建設部長（太田信輝） 桜木町の雪捨て場は、補給所の向かいになります。あの沿線にずっと捨てておいたわけでございますが、アメリカの同時多発テロ以降、フェンスを回して、要するに基地の警備ということでフェンスを回されておりますの

で、そこにはもう捨てられなくなったという経緯がございます。何しろ雪捨て場、今現在でも約2万平米の土地を県からお借りして捨てているわけですが、それなりにやはりそういう広大な土地が必要ということになりますので、なかなか見つからないということがございます。

○議長（村中徹也） 9番。

○9番（野呂泰喜） 部長から、今期せずして持ち主の名前が出てしまいましたけれども、もう一回アタックしていただきたい。そうすると、私も非常にありがたいと思います。

次に、除排雪に関して、いわゆる浜通ですけれども、融雪溝は今エコ・コースト事業をやるから、融雪溝はなかなかそこまで手が回らないというご趣旨の今答弁でありましたけれども、その部分で除排雪の回数をふやしていただけると。私ことし見ておりましたら、2回ほどやっていたいただきました。いわゆる雪の量、それから状況もいろいろあるでしょうけれども、最低でもそれ以上ということ解釈してよろしいのでしょうか。

○議長（村中徹也） 建設部長。

○建設部長（太田信輝） 私どものパトロールを重ねまして、その状況を見て、できるだけ多く排雪をしていきたいというふうに考えております。

○議長（村中徹也） 9番。

○9番（野呂泰喜） そうしますと、できるだけ回数をふやすと。これはどうなのですか、地域住民の声を届ける、やっていただきたいという要請をすればある程度可能性はあるということ解釈してよろしいのですか。

○議長（村中徹也） 建設部長。

○建設部長（太田信輝） これまでも各地区から要請がございまして、我々としてはその現地を確認し、必要であれば出すということで、常に毎回毎回というわけにはいかないわけですが、できるだけその要望にこたえていきたいというふ

うに考えております。

○議長（村中徹也） 9番。

○9番（野呂泰喜） わかりました。では、そういうふうな形で物事を進めていただければ、ある程度の効率化はできるのではないかなと思います。

次に、JR問題でありますけれども、規制日数、本数はわかりました。企画部長がおっしゃるとおり、昨年よりは大分規制日数は少なくなったなどは思っていますけれども、それにしてもやはり旧態依然の冬場の運休、そして規制日数がいまだに多いなど。これは、利便性を考えるのであれば、やはりゼロになるのがベストではないのか。そのために私は何回も質問をさせていただいているわけであります。

ただ、残念ながら平成17年の羽越線脱線事故は、これは私のほうから持ち出した話ではなく、市長答弁の中で昨年3月出てきた事案であります。ですから、羽越線脱線事故を持ち出してきた、答弁してきたのであれば、やはり当然そちらのほうは、その現場を視察してくるのが筋論ではないのか。それに対して私が質疑をしていくという形でなければ、私はその羽越線を見てきましたけれども、なぜ私がこの羽越線の話を出すかと申しますと、いわゆる平成17年に脱線事故があって、その翌年にもベルト式ネットフェンスを向こうは張ってあるのです。いわゆるもう強風対策をしまっているのです。今のJR大湊線連絡協議会において、いみじくも答弁にもありましたけれども、いわゆる試験柵、その効果がわからなければ、本柵にも入れないという答弁をなさっているわけです、そちらのほうは。いわゆるその試験柵でも850万円かかるという答弁をるる何回も出しているわけなのですけれども、その部分、羽越線を見てくれば、いわゆる効果というのは一目瞭然ではないでしょうか。その部分、答弁をお願いします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 羽越線の件につきましては、その後さまざまな資料等を見ました。その部分でJRが約100億円をかけてJRの負担で対策をとったという情報はつかんでおります。これはまた、本線というふうな、大動脈の本線、羽越本線というふうな意味合いもあります。ただ、大湊線の場合は、そのところで、また本線ではありませんので、JRのほうでどういう考え方を持っているのかというふうなことになってくるのではないかなど、こう思います。

○議長（村中徹也） 9番。

○9番（野呂泰喜） 確かに本線、市長のおっしゃるとおりかもしれない。ただ、いずれにしても、乗客は一緒であります。いわゆる羽越線にお乗りになる方も、大湊線にお乗りになる方も、皆さん目的地へ行くために、定時にその場所に着くために自動車を利用していると、そう考えて事に当たるべきではないでしょうか。私は、そう思いますけれども。

また、JR大湊線連絡協議会、再開されたのかどうか、それを1点まずお伺いします。

○議長（村中徹也） 企画部長。

○企画部長（阿部 昇） 先ほどの市長答弁にも一部触れてはおりますが、JR大湊線防風試験柵研究会の報告という手順がございました。それは、平成16年5月14日の開催でる調査結果を報告されているという経過がございまして、それ以後の開催はなされませんで、今に至っております。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 9番。

○9番（野呂泰喜） 開催がなされていないということで、これ以上言ってもどうもならないでしょう。わかりました。

いずれにしても、先ほど壇上でも述べましたけれども、この有戸から吹越間の泊川付近、この

風速計が一番規制にかかわっている、その部分の回数等、企画のほうでつかんでいるのかどうか、そこを聞かせてもらいたい。

○議長（村中徹也） 企画部長。

○企画部長（阿部 昇） 回数は、ちょっと私ども直接はつかんではおりませんが、先ほど来のJR大湊線の防風試験柵研究会の報告の中に、県で行った利便性向上のための委託調査、その積み重ねの中で今議員ご認識のような泊川橋りょう付近が最も設置するとすれば効果のあるところであるというところの認識は私どもそういう意味では間接的に持っております。ただし、今議員お尋ねのことには、ちょっと真っすぐお答えできるデータは持ち合わせておりません。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 9番。

○9番（野呂泰喜） わかりました。これは、私からの要望であります。羽越線のその脱線事故現場をまずごらんになって、JRのほうでなぜ100億円もかけて直したのか、そしてベルト式ネットフェンス、なぜ選択をしたのか。行けば私は、そのなぞが解けると思います。それはお願いを申し上げます。

次に、一連の不祥事でありますけれども、6億2,000万円、確定ではないと。幾らかでも圧縮できれば圧縮したいという考え方、私もそれは同感でありまして、でき得るならば少なくとも皆様方からいただいた貴重な税金、本当に少なく済むのであれば、これは私も本当にありがたいし、そうお願いを申し上げたい。その部分、これは要望という形になります。

予算計上はいつごろになるのか、これはまだ確定はしていないということで解釈してよろしいのかな。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 確定はしておりません。

○議長（村中徹也） 9番。

○9番（野呂泰喜） わかりました。

次に、指定管理者、農事組合法人みなみ農園開発についてお聞かせをいただきます。先ほども申し上げました、代表理事のほうから自らの資産をなげうってでも一部補てんするなり、また処理をしていくという回答をもらったと。これは、文書での回答であるのか、それとも口頭での回答なのか、その1点をまずお聞かせ願います。

○議長（村中徹也） 経済部長。

○経済部長（櫛引恒久） 文書での回答でございます。

○議長（村中徹也） 9番。

○9番（野呂泰喜） 文書での回答ということで1つわかりました。それにつきましても、3期目の指定管理料500万円、これはいつ振り込みをなさったのか、市としてしたのか、その日にちをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（村中徹也） 経済部長。

○経済部長（櫛引恒久） ただいま調べておりますので、しばらくお待ちいただきたいと存じます。

正確さにちょっと欠ける部分はあるのですが、10月20日ごろということでございます。

○議長（村中徹也） 9番。

○9番（野呂泰喜） 10月20日ごろということで、みなみ農園開発さんより10月23日付で再度改善計画が出されているわけです。いわゆるまさに向こうのほうでは理事が着服しましたよと、そしてどういった対策をするか、そしてまた代表理事のほうから一部でも納金をいたしますという約束をしているさなかであります。そのさなかに、ではお聞きをしますけれども、その代表理事から一部納金という、一体金額は幾らと明示されたのですか。

○議長（村中徹也） 経済部長。

○経済部長（櫛引恒久） 法人より指定管理業務改善計画書の提出がありまして、この中で11月10日

までに500万円を入れるというふうにされてございます。

○議長（村中徹也） 9番。

○9番（野呂泰喜） 指定管理料500万円、一部向こうから返すお金が500万円という何かなぞめいた金額であるとは思いますけれども、いずれにしても、従来どおりの金融機関に振り込ませないで向こうの指定の振り込み先という形に対して違和感を覚えなかったものなのではないでしょうか。私とすれば、非常に違和感を覚える今回の事案であるし、またこれをどうこれから教訓として生かしていくおつもりなのか、その1点だけまずお伺いします。

○議長（村中徹也） 経済部長。

○経済部長（櫛引恒久） みなみ農園開発におきましては、施設利用者の利便性のために、市内各金融機関に口座を開設してございました。そのことから、振り込み口座につきましても、そのうちの1件でございますので、特段不信感を持つことなく支払いをした状況でございます。

○議長（村中徹也） 9番。

○9番（野呂泰喜） いずれにしても、また指定管理をすると。この部分、きっちり今回の教訓を生かしていただかなければ、また同じような繰り返しになる可能性は非常に高いのではないのかなと思います。

最後に、一連の不祥事。まず、どなたが責任をおとりになるのか、責任の所在論をきちんとしていただきたい、そこをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 責任は、長であります私にあります。

○議長（村中徹也） 9番。

○9番（野呂泰喜） 私もそう思います。では、その責任の形をどうお出しになるおつもりなのか、

市民に対して明確にお出しするのが私は市長、あなたの責務ではないのかなと私は思います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 二度とこういうふうな事案が発生しないように綱紀粛正、またさまざま、一連の不祥事と言いましたので、一連の不祥事が起きないような再発防止、それらについてしっかりと取り組むことが私の責任であると、このように感じております。

○議長（村中徹也） 9番。

○9番（野呂泰喜） おっしゃるとおりだと思います。ただ、しかし、残念ながら、また不祥事が起こってしまった。いわゆる避難勧告を忘れたと。そういう部分でいくと、市長、まだまだあなたの意図するものが職員もしくは皆さんに伝わっていないのではないのかなと私は思いますけれども、その部分、市長、やはり自らきちんと襟を正していただければ、よりよいむつ市になると私は思います。ひとつお考えをお聞かせいただきたいと、思います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 自ら襟を正すというふうな意味合いがちょっと私にはよく理解できないのでございます。しかしながら、その部分はその部分として、私は職員に対してはしっかりと法に基づき、条例に基づきコンプライアンスをしっかりと守ってやるようにというふうなこと、さまざまな部分で、そしてまたさまざまな場面で、これは話をしております。私自身が襟を正せというふうな部分、この部分については、私自身、しっかりと私は行政を運営しているものと、このように思っておるところでありますので、どういうふうなところを私に襟を正さなければいけない部分があるのかどうか、お聞かせをいただきたいと、こう思います。

○議長（村中徹也） 9番。

○9番（野呂泰喜） 通常であれば、責任、いわゆる減俸なり、そういう形もまた一つの形のあらわれ方ではないのでしょうか。いわゆる私が何を申し上げたいかという、市の職員の公金横領に関しては、素早い対応をなされた。いわゆる大畑庁舎の管理責任という形で部長級、そして次長級の2人に戒告でしたか、管理の不行き届きということで4名の処分をなされた。そして、これは公金を75万円返した方もでしょうけれども、いずれにしても懲戒免職と。これは、地方公務員法で私はそのとおりでと思います。ただ、部長級、課長級、次長級の責任は問うて、市長、最高責任者、あなたの責任はどうしてしまったのですか。そこをまずお聞かせを願います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 私先ほどお話をしましたように、二度とこういうふうな事案が起こらないように、内部的にはしっかりとしていかなければいけない。ただ、みなみ農園開発、このことにつきましては、外部的な事案でございます。こういうふうなところのないようなシステムづくりをしっかりとつくっていくこと、こういうふうな考え方で私は常に職員を精励しているということでご理解いただきたいと、こう思います。

○議長（村中徹也） 先ほど答弁に空白がありましたので、3分から5分ほどのお時間を、猶予を与えます。9番。

○9番（野呂泰喜） いずれにしても、市長、やはり責任というのは形であらわさなければ、幾ら言葉で言っても、これは心に響くものがないと私は思います。

議長、大変ご配慮をいただいている時間延長でありますけれども、これ以上言ってもなかなか物事は進まないと思いますので、これで終わらせていただきます。

○議長（村中徹也） これで、野呂泰喜議員の質問

を終わります。

昼食のため午後1時まで休憩いたします。

午前11時45分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（村中徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

### ◎佐々木隆徳議員

○議長（村中徹也） 次は、佐々木隆徳議員の登壇を求めます。13番佐々木隆徳議員。

（13番 佐々木隆徳議員登壇）

○13番（佐々木隆徳） 新風クラブ、脇野沢選出の佐々木隆徳です。質問に先立ちまして、一言お礼を述べさせていただきます。

一昨年11月から建物の腐食と老朽化により新たな施設を建設するため休館となっていた脇野沢温泉が、昨年12月25日にオープンし、閉館前より利用者数も多く、地元住民の憩いの場として大変喜ばれており、市長並びに理事者各位に対しまして、感謝申し上げる次第であります。また、休館していた約1年間にわたりまして、脇野沢地区高齢者の温泉利用を快く受け入れていただきましたふれあい温泉川内の指定管理者であります川内町商工会さんにも、この場をおかりしてお礼申し上げます。

久々の登壇でありますので、1点を除きまして、脇野沢地区の課題、諸問題について集中して伺いたいと思います。

それでは、通告に従い、3項目7点について質問いたします。

初めに、道路行政についてであります。平成17年3月の合併以来、県道九艘泊脇野沢線において平成18年8月21日、平成19年7月11日、そして昨年の10月12日と、これまで5年間で3回の崩落

事故が発生しております。この九艘泊脇野沢線は、道路山側の側面にモルタル吹きつけ工事が昭和40年代から50年代に施行され、危険箇所等には改修工事も随時行われてきていると聞いておりますが、いずれの崩落事故においても幸いにして人命にかかわる事故にはならなかったものの、地域の生活道路として多くの住民が利用しており、一歩間違えば大事故、大惨事につながる可能性が極めて高く、大変危険な状況に置かれているものと思っております。特に近年の異常気象は、これまでの想定をはるかに超え、爆弾低気圧という言葉まで生まれるほどすさまじく、集中豪雨による事故の発生を大変危惧するものであり、いつまた発生してもおかしくない状況のこの九艘泊脇野沢線の早期改修、改善を図り、住民の安全確保に努めるべきと思いますが、市長の所見を伺います。

次に、前段で質問いたしました九艘泊脇野沢線において、いつかまた崩落事故が発生した場合の迂回路の整備についてであります。3度目となる昨年10月の落石事故は、たまたま運もよく、道路のすぐ前が蛸田漁港だったこともあり、また祝日にもかかわらず、脇野沢庁舎職員の適切な対応等によって、数時間後には蛸田漁港内に迂回路を確保したという経緯がありました。それ以前の2回の崩落事故発生時に一時迂回路として使用された九艘泊源藤城細間沢線は道幅が狭く、急傾斜ではあるものの、以前から整備が進められてきたところではありますが、まだ源藤城細間線の約2キロが砂利道で未整備となっており、災害対策として細間線の舗装整備を図るべきと思いますが、市長はどのように認識しているのかお伺いいたします。

また、これまでの崩落事故は雪のない時期ばかりであります。冬場にも発生する可能性があることも想定しておくべきであります。冬期間は、この間は通行どめになっているため、せめて除雪計

画などは策定しておくべきと思いますが、その点につきましてもお伺いいたします。

次に、地域振興についてであります。1点目は、脇野沢地区本村に設置している街路灯についてであります。この街路灯は、旧脇野沢村が村制施行100周年の記念事業の一環として平成元年に整備し、当時事業費は約1,000万円で、本村地区に36基、ほかの地区に4基の合計40基を設置したものであります。設置後20年以上を経過し、また脇野沢特有のやませの影響もあり、腐食等により老朽化が激しく、年1回業者が点検する際、腐食によって落下の危険性の高いものは取り外してきているとのことであり、本来の街路灯は、支柱に2個の電球がついているもので、大湊新町に設置している街路灯によく似ていますが、現在36基のうち支柱だけのものが5基、電球が1個だけついているものが20基、そして原型をとどめ、2個ついている街路灯はわずかに9基しかなく、まるでカキが熟して地面に落ちるのを待つかのように、そのような状態に見えます。この街路灯だけを見るならば、脇野沢地区が疲弊し、いかに衰退してきているかというふうな光景にも映り、何とも言えぬ思いが込み上げ、地区の将来を暗示するような不安を感じるところであり、新たな街路灯の整備を図るべきと考えますが、市長のお考えを伺います。

2点目は、本村地区集会所についてであります。長年にわたり地区住民がなれ親しんだ旧脇野沢庁舎、体育館、そして公民館の3施設が脇野沢川の河川改修事業により公民館と体育館が地域交流センターとして平成17年に、また分庁舎はその翌年に現在の場所に移転し、地域住民の利用等に供しているところではありますが、それまでの公民館は地区のほぼ中心部に位置していたこともあり、児童・生徒はもちろんのこと、高齢者の皆さんも歩いて利用できていたため、いろんな会議や

集会、またはちょっとした会合など広範囲にわたって利用されてきたところであり、移転後既に5年経過していますが、高齢者の皆さんからは、交流センターが遠くなり、歩くには大変で利用しづらくなったとよく言われ、返す言葉もなく聞くにとどめております。地域の特徴として、特に高齢化が進み、車を利用しないとますます不便な状況を強いられることとなります。

また、昨年新たに3つの町内会が本村地区に設置され、ちょっとした会議や会合等で今後ますます集会所の必要性が増し、利用頻度も高いと思われる、本村地区に市管理の集会所を設置すべきと思いますが、市長のお考えを伺います。

3点目は、九艘泊の石碑移設についてであります。この石碑は、昭和45年に北限のニホンザルが天然記念物に指定されたとき、そのニホンザルに当時の九艘泊小学校の生徒や婦人会の皆さんが懸命にえづけをしている姿が全国放送され、その映像を見た著名な詩人のサトウハチロー氏が感動し、「猿は友だち」という詩を書いて送ってくださり、その後補助事業により平成6年にその詩を石碑にしたと聞き及んでおります。その石碑が蛸田地区に落石事故があった同じ昨年10月に、石碑のある後ろの山から約2メートルもある大きな岩が石碑を直撃して、詩を彫ってある部分が斜めの状態となっており、今後どのようにするのか、対応と移設先についてお伺いいたします。

次に、行政運営についてであります。昨年9月24日に新庁舎での業務をスタートして間もなく半年になろうとしております。新年度予算案には旧庁舎の解体工事費が計上され、その跡地利用計画も策定され、旧庁舎に付随した建物等を残すのか、また取り壊すのかも既に決まっていることと思いますが、現在ある車庫はそのまま利用すること、本庁舎管理の車両台数が多い中において車両の分散は好ましくなく、安全運行面にお

いても、また車両経費面においても一括管理を図るべきであり、本庁舎への車庫移転計画はどのようになっているのかをお伺いいたします。

最後の質問は、地域行政サービスについてであります。脇野沢地区における行政運営について、若干疑問等を感じた点について3点ほど質問いたします。

1点目は、市有地の賃貸借契約についてであります。このことは合併前の旧脇野沢村当時の懸案事項にもなっており、その内容を簡単に言いますと、昔から住民が村の土地を借り、木を植え、そして成長した木を売って利益を得るといふような流れの中で行ってきたことでもあります。恐らく親子2代から3代にわたり継続して賃貸借契約を行ってきたのではないかと推察いたしますが、平成17年3月で契約満了となった後に、更新手続きが約4年間にわたり全く行われず、最近ようやく契約したと聞いております。そこで、これまでの経緯とどのような対応をしたのか、そして現在どのようになっているのかをお伺いいたします。

2点目は、町内会の設立についてであります。昨年の春以降に町内会の設立を図るため、本村地区の行政連絡員などを集め説明会を開催したとのことですが、その際に町内会設立の趣旨や目的等を明記した資料は何もなく、口頭説明だけで行われたと聞いております。本村地区11町内のうち、すぐに趣旨等に賛同し、3つの町内会が設立されたことは大変喜ばしいことである反面、いまだに町内会の設立に関して何一つ知らされていない町内もあると伺っています。設立を促すならば、広く住民に広報等で伝える努力もすべきであり、これら一連の経緯について伺います。

3点目は、臨時職員の登録者募集についてであります。これまで脇野沢地区では合併前も、また合併後も臨時職員の登録募集については市政だ

よりへの掲載とは別に募集内容等を詳しく書いたチラシを市政だよりと一緒に配布してきたところであります。今回はチラシもなく、市政だよりに掲載したのみであり、地区住民はまるで見落とすような内容で、全くの不親切とも言うべき思いがいたしております。特にこの雇用情勢の厳しい中において、少しでも収入を得ようと頑張っている住民への配慮が足りないと思っており、その経緯についても伺い、壇上からの質問といたします。

○議長（村中徹也） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 佐々木議員のご質問にお答えいたします。

まず、道路行政についてのご質問の1点目、九艘泊脇野沢線の恒久的安全対策についてであります。県道九艘泊脇野沢線の寄浪地区から九艘泊地区間の道路整備については、昭和40年代から昭和50年代にかけて、山側のり面のモルタル吹きつけ工事が、また平成10年から平成15年にかけては、モルタル吹きつけの老朽化等により落石防止ネット工事が施行されております。しかし、平成17年9月に蛸田地区でのり面土砂の崩落、平成18年8月には寄浪地区で大規模な岩盤崩落が、そして昨年の10月にも蛸田地区でオーバーハングしている岩盤の崩落事故が発生し、幸いにも人身事故はありませんでしたが、近年大規模な崩落事故が多発してきております。

下北総合開発期成同盟会では、平成19年度より毎年青森県に対する重点要望事項の県道の整備促進について、九艘泊脇野沢線の恒久的な安全対策を要望してきておりますが、市としても機会があるごとに継続して要望してまいりたいと考えております。

2点目の迂回路の整備であります。これまで何度か県道九艘泊脇野沢線が崩落事故により通行不能となった際には、市道九艘泊源藤城線及び

細間沢線が迂回路として利用されてきております。九艘泊源藤城線は、改良舗装済みとなっておりますが、細間沢線は未改良、未舗装でありますので、今後改良舗装事業の実施に向けて検討してまいりたいと思っております。

また、市道九艘泊源藤城線及び細間沢線は、冬期間には閉鎖となっておりますので、県道九艘泊脇野沢線が冬期間の事故等により迂回路の確保が必要となったときには、除排雪等も考慮し、緊急的迂回路の確保についても検討してまいりたいと考えております。

次に、地域振興についてのご質問の第1点目、脇野沢本村地区の街路灯についてであります。現在設置されてある街路灯は、旧脇野沢村が村制施行100周年記念事業の一環として昭和63年度に設置したものであり、翌年の平成元年に旧脇野沢村と旧脇野沢商工会の連盟での協力依頼により、商店街が電気料の2分の1の負担をしてきた経緯がございます。現在本村地区に設置されている街路灯は37基あり、毎年1回は業者により電球の取り換えや灯具の点検を行っておりますが、支柱や灯具が著しく腐食しているものもあり、危険箇所については随時撤去してきております。昨年7月の点検時点では、灯具2基のうち両方点灯が10基、片方のみが22基、支柱のみが5基となっております。街路灯の維持管理については、施設の修繕料は市の負担とし、電気料に関しては設置後に本町通りに面する27名の商工業者で構成する街路灯管理組合を設置し負担しておりましたが、昨年11月に商店街の方から電気料の負担について話し合いの場を設けてほしいとの要望があり、後日話し合いがなされました。その内容は、商店街の売り上げも落ち、閉店が多く、街路灯管理組合員の人数も減り、現在16名となっております、これ以上の負担は困難であり、管理組合を解散したいとの申し出があったところです。市といたしましては、その

管理及び施設の更新に当たっては、平成22年度において、現在ある街路灯の点検調査を行い、その結果を踏まえ、市内の他の地区と同じく受益者負担を伴っても街路灯で更新するのか、あるいは多少暗くなっても負担のない防犯灯へ切りかえるのか、電気料の軽減についても地元商店街と協議しながら対応してまいりたいと考えております。

次に、脇野沢本村地区集会所についてのご質問にお答えいたします。脇野沢地区の集会施設の現状は、脇野沢地域交流センターを初め地区ごとにコミュニティセンターが7カ所、町会集会所が3カ所、また現在休館中がございますが、地区公民館が3カ所ございます。また、脇野沢地域交流センターまで遠く、利用しづらいので、脇野沢本村地区に市で管理する集会所を設置できないかということについてでございますが、脇野沢地域交流センターは、平成16年に脇野沢川河川改修に伴い現在の場所に建設され、平成18年には同じく脇野沢庁舎が移転し、庁舎、公民館、アリーナと一体化した形ができたところでございます。この移転により高齢者の方々は距離感を感じられておられる方もおありのことと存じますが、市では地域団体の会議などは本村地区を含め全地区にマイクロバスなどを利用した送迎を行い、便宜を図っているところでございます。現在市民の方からご指摘のような声は届いておりませんが、高齢化が進む中、見過ごすことのできない将来的な課題であると考えます。

脇野沢本村地区の方々のご意見、また本年度この地域には3町内会が設立したところでございますので、町内会のご意見を拝聴しながら、市集会所施設の設置、または町会集会所建設の助成や脇野沢本村地区の公的施設の利活用など検討してまいりたいと存じます。

3点目の九艘泊の石碑移設についてでございますが、九艘泊漁港の環境施設内にある石碑は、平成

5年度に九艘泊漁業集落環境整備事業により整備された猿の住む海辺公園の一角に設置されているものであり、詩人のサトウハチローが日本の子供たちに夢と希望を与えるために編さんした詩集「あすは君たちのもの」の中の「猿は友だち」の詩が刻まれております。昨年11月に地区住民から石碑が傾いているとの通報があり、現地を確認したところ、背後のがけからの落石の直撃により石碑が前面に傾いた状態となっております。その後その復旧についての対応策を検討してまいりましたが、この石碑は猿の住む海辺公園の銘板とセットとなっているものであり、詩の内容も九艘泊地区の子供たちを賛美し、勇気と優しさを与えるものとなっております。また国の補助事業で設置された施設であることから、再建、復旧することいたしました。

再建場所については、現在の場所は落石事故の再発の可能性が高く、しかも貝崎遊歩道の通行どめにより見学もできない箇所となっております。公園内の移設で落石防護ネットのある見学可能な箇所、船小屋休憩所の近くを予定しております。また、移設再建に伴う工事費を平成22年度予算に計上したところでありますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

次に、行政運営についてのご質問にお答えいたします。1点目の本庁舎の車庫移転計画についてですが、まず現在の状況を申し上げますと、本庁舎所属の車両は全部で68台ありますが、そのうち人工地盤下を整備活用いたしまして、43台を収容しておりますほか、屋外に19台、さらには大型バス等の6台及び日常点検や交換用タイヤの保管場所として旧庁舎の車庫3棟を引き続き使用している状況にあります。新年度には、昭和37年建設の旧庁舎及び周辺の木造倉庫等の建造物の撤去に合わせまして、老朽化の著しい車庫1棟の解体を予定しているところでありますが、使用可能

な2棟の車庫につきましては、引き続き利用することとしております。

これらの車庫の移転あるいは新築につきましては、現在具体的な計画を策定しておりませんが、議員ご指摘のとおり、公用車の維持管理面や緊急時の対応などを考慮した場合、車庫を新庁舎敷地内に一元化することが望ましいものと認識しておりますことから、今後、より市民が親しみやすい庁舎環境の整備とあわせ、財政状況を見きわめながら車庫の移転建設について検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、地域行政サービスについてのご質問にお答えいたします。市有林貸付契約につきまして、その経緯についてご説明いたします。旧脇野沢村においては、80年余りにわたり集落及び個人に対して山林の貸付事業を行ってきたところであります。平成16年に村有林貸付地の一部に各集落との所有権問題が発生し、村議会において貸付地の一部を集落に返還すると答弁がなされたことは、議員におかれましてもご承知のことと存じます。また、平成17年3月の契約更新時には、この貸付地について借受者から更新の意思を確認し、村が同意したにもかかわらず、契約締結が行われなかったようでございます。したがって、この貸付地の一部は集落に返還するとしながら、返還されないままの状態であり、また一方では貸付契約を更新するとしながら、契約更新がなされないままの状態でありました。このことが合併後5年にわたり続いていたような次第でございます。

最近に至って借受者の方からご指摘を受け、早急に調査させましたところ、ただいま申し上げたような状況であると判明したところでございます。そのため、脇野沢庁舎及び総務部において協議を重ね、また法的相談を行い、その結果に基づき、脇野沢地区の各集落代表の方々にこのような

状況となった経緯、また協議結果をご説明し、ご意見をいただき、ご理解を賜ったところでございます。また、借受者の方々には契約書の送付とともに、庁舎内における随時のご説明の機会を設け、また契約書案送付後ではございますが、お集まりいただき、説明会を実施したところであります。

この結果、平成17年、未契約であった77名のうち、契約更新した方は67名、返地した方は10名で、すべての方から回答を得ております。また、平成17年に所在地が確認できないため契約を保留しておりました集落が1件ございましたが、これについても地籍調査図を利用し、確認作業をお願いしたところ、年度内に契約締結をする意思表示をいただいております。

このように脇野沢地区の市有林貸付契約について、終了することができましたことは、地域の行政サービスに取り組んだものと考えるところでございます。

議員ご指摘されましたことは、契約者に対する丁寧なご説明とスピーディーな処理とのアンバランスを感じてのことと存じますので、今後より一層地域行政サービスの向上に努めてまいりたいと存じますので、ご理解を賜りたいと存じます。

契約状況等については、脇野沢庁舎所長から説明をいたします。

次に、本村地区の町内会設立についてでございますが、平成21年度分庁舎を中心に機構改革を実施し、地域振興費の予算計上、広報広聴機能の充実を図るため、管理課に広報広聴グループを新設し、広報広聴課と連携することにより、地域の方々からのご意見、ご要望を承り、そして必ず私のところまで報告がなされ、住民の方々にはきちんと回答するという市民相談業務を企画したところでございます。脇野沢庁舎担当課においては、これらのことを踏まえ、新年度早々に各地区会長さんの方々とこれらの市民相談業務についての意見

交換会を開催したところであります。この際、脇野沢本村地区には町内会がございませんでしたので、各地区会長さんの方々と別本村地区の行政連絡員の方や近隣の方数名にお集まりいただき、これらの市民相談業務とあわせて町内会設立の手續などについてご説明申し上げた次第であります。結果として、本年度は3町内会が設立し、積極的に地域活動に取り組んでいると報告を受けております。町内会設立の趣旨が本村地区すべての方に行き届かなかったというご指摘につきましては、町内会設立はあくまでも地域の方々の自主的活動にゆだねられるものであり、自主的活動を促すにとどめ、行政が主導的な立場とならないものでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、分庁舎ごとの地域行政サービスにつきましては、住民の目線に立った配慮をしっかりとしまっている所存であります。臨時職員の募集及び人事管理につきましては、本庁において一括管理しているところでありますので、今後全庁的なバランスの中で考えてまいりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（村中徹也） 脇野沢庁舎所長。

○脇野沢庁舎所長（片山 元） 行政運営についての2点目、平成17年の市有林貸付契約の未締結件数等について、市長答弁に補足説明させていただきます。

まず、平成17年の契約更新状況についてでございますが、貸付対象市有林は19筆、279区画で、契約更新対象地籍は137万9,591平方メートル、契約更新対象者は139名でございました。契約更新対象者のうち契約更新した方36名、47区画、10万6,109平方メートル、返地した方25名、74区画、10万4,979平方メートル、未契約の方77名、152区画、51万3,601平方メートル、保留した方1名、6区画、65万4,902平方メートル、保留した方の1名は、所在地が確認できなかったことによるもので

す。

次に、平成21年の契約更新状況についてであります。契約更新対象者は、平成17年末契約とした者77名、保留した者1名を合わせて78名でございます。契約更新対象地籍は15筆、158区画、116万8,503平方メートルでございます。このうち契約更新した方67名、128区画、46万9,400平方メートル、返地した方10名、26区画、12万8,838平方メートル、契約予定の方1名、4区画、57万265平方メートル。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 13番。

○13番（佐々木隆徳） 順不同をお許し願います。

忘れれば悪いので、一番最後のほうから。市長の今の説明ですと、きちんと説明したというふうな答弁がありました。私二、三の契約した住民から伺いましたところでいきますと、先ほど壇上で申し述べましたように、文書にした説明がないと、ですからすべて口頭だと。そういうふうな形で、例えば私がそういう苦情を聞きに行ったらとすれば、確かな説明ができないような形での内容であります。ですから、要するに今こういうことがあった、ああいうことがあったという形で文書に記したものがないと、そういうことを苦情で伺っております。

それから、今契約して、まだしていないのが1件とありましたけれども、先ほどの質問の中にも親子2代、3代、明治30年当時からのものがありますので、代々親子何代にもわたってそういう形ですと手入れなり、汗水垂らしてやってきたという形で、4年間の空白で市から没収される、または取られるような感覚で、有無を言わず判こをついた、名前を書いたというふうな話も聞いております。ですから、今市長は、脇野沢でそういう話聞いているかどうかわかりませんが、小沢地区に行ったときは、今市長が言いまし

た答弁とはまた違ったお話をしてきたふうにも聞いております。例えば単価面とか、要するに貸付料、料金、旧脇野沢村の時代の料金でやるというふうな発言もしたやに聞いております。

そこで、まず1つずつ説明していただきたいと思います。細かくなりますけれども、当時村議会で問題になった古文書についてどのような内容になったのか、その点について簡単に結構です。古文書の扱い。今の古文書というのは、昔からこうだ、ああだという形の文書が出てきたと。それが平成16年のあたりに村議会で問題になって、そしてその後同僚ですけれども、当時の村長が、その古文書が出てきた段階で、できるものであれば借入者、借りている人たちに返したい方向の議会答弁もしております。そういう中で今の古文書、古い文書ですね、その文書の扱いはどうなったのかということです。

○議長（村中徹也） 脇野沢庁舎管理課長。

○脇野沢庁舎管理課長（星 久南） 当該土地の貸し付けが未締結と終わる起因となったのは、今古文書という形でお話しされましたけれども、明治39年契約証と。その中身については集落から、集落が土地の代金を立てかえるので、当時の脇野沢村は登記をしてくださいと。ただし、ここに条件が1つついておりまして、後日必ず返還してくださいと。このことが100年たった平成16年村議会で契約証というのですが、そのコピーが議会で取り上げられたようです。そして、そのことでこの5年間契約が未締結だったのですが、今100年たって、その契約証の効力がどのような形になるのかということもあわせて内部協議、あるいは法的な見解をお伺いしたところ、結論では所有権は既に村といたしますか、市に帰属していると、登記も既に市に行われていると。100年前の契約証については効力がないというような見解をいただきましたので、当事者であると思われる集落の方々に、

昨年12月から数回にわたって、その協議結果をご説明して、ご理解をいただいたところでございます。

○議長（村中徹也） 13番。

○13番（佐々木隆徳） 確認します。要は、契約した方皆さん納得したということですね。納得して契約したという形で受けてよろしいですか。

○議長（村中徹也） 脇野沢庁舎管理課長。

○脇野沢庁舎管理課長（星 久南） 今回の市有林貸付契約については、ご理解をいただいたと考えております。

○議長（村中徹也） 13番。

○13番（佐々木隆徳） 古文書につきましては、そこら辺でとめます。

契約書を見せていただいたときに、つい最近といますか、昨年の12月からことしの2月ごろですか、その辺に契約している関係で、平成17年の2月か3月ごろから約4年間空白の間に、その間の契約条項の内容が、その4年間の空白の内容がないと。なくても問題ないのか、または何らか1項目入れなければいけなかったのか、その辺はわかりませんが、その点の解釈はどうなりますか。

○議長（村中徹也） 脇野沢庁舎管理課長。

○脇野沢庁舎管理課長（星 久南） このたびの契約更新に際しては、平成17年にあらかじめ説明会を開いて更新するという意思表示をいただいた方です。その際に、平成17年には契約書案までお示しし、賃借料の単価も示してございます。今回平成21年更新に当たって、1項目追加した条項がございまして、それは、賃借料について、賃借料は年額としておりましたけれども、このような年度途中の契約に変わりましたので、月割り計算をするというような項目を1項目加えております。この月割り計算は、一斉に行うという意味で弁護士さんからのご指導もございました。

○議長（村中徹也） 13番。

○13番（佐々木隆徳） ヒアリングのときに、重箱の隅をつつくような質問はしたくないということで、できるだけ所長にも詳しく経緯を説明してくださいということでやりました。私今ここで一番問題にしているのは、契約云々とかなんとかではなくて、4年間も空白があった中で、その次の契約の段階で、脇野沢の言葉で、あずましい説明もしないで契約に移ろうとしたと。要するに、簡単に言えば住民無視なのです。住民目線に立っていないと。そういう思いで今言っているわけです。要するに不親切、配慮に欠けるといことです。そういう思いで私これ今しつこく質問しています。このことは、余りこれ以上やっても、あと1件ですか、それで契約が終わるといことで、貸し付けについては、以上で終わります。

次に、町内会の設立。これは、予算審査特別委員会で、ともすれば私だけがそう受けたかどうかわかりませんが、町内会の設立に関して、要するに先ほど市長は自主的なものだ、というふうな、いや、私も現実にそう思います。ただ、予算審査特別委員会で、2日半の審議の中で、建設部長、それからコミュニティーの関係の部長はだれですか、そういう答弁の中に、町内会からの要望があったから、町内会から要請があったから除雪云々と、そういった3点か4点部長答弁でしているわけです。ですから、私が今不親切、配慮に欠くという話は、要は地域は町内会を設立すればこういう金銭的な部分でなくて、メリットがありますよとか、こういう形でやれば早急に予算計上はできなくても、将来的にはこういう形になりますというふうな、要するに言葉で言えば簡単にメリットですけれども、そういうことをある程度文書にして住民に知らせるべきでないのかということなのです。ですから、今の配慮に欠けると、そういう思いで今同じことを質問しているの

ですけれども、市長の住民目線、市民目線と、そこら辺について、もう一度市長から答弁願いたいと思います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） この町内会、昨年年度明け早々、平成21年度早々設立をして、私もその設立の際の懇談をする場所に参加させていただきました。町内会を設立することによってさまざまな部分でのメリット、今佐々木議員お話しのとおり、やはり一つの地縁型コミュニティとして、それが集まって、そしてその地域の問題をさまざま行政に伝えていくというふうなやり方、そしてまた、その地縁型コミュニティがごみの収集だとか、そしてまた資源をリサイクルするためのシステム、そういうふうなものが有効に使われていくのだというふうなお話をさせていただきました。そして、清水町だったのでしょうか、町内会の会長さんからさまざまな要望の中で排水路、この部分の計画、これらも明らかにしたところであります。そういうふうな形で、地縁型コミュニティ、町内会、これができるというふうなこと、非常に私も脇野沢地区で、本村地区で3町内会ができたというふうなことは、本当に歓迎をしたところでありますが、その前に、地域の方々に十分な説明がなされなかったというふうな、佐々木議員お話しのとおり、そういう部分の説明がなされなかったというふうなことに対しては、私自身、やはりその部分で意を伝えることが、庁舎の中でできなかったというふうなことはおわびを申し上げますし、また今後庁舎のほうでも、その地縁型コミュニティ、つまり町内会という形の積極的な、自らの発意で町内会が構成されていくというふうなことを期待を申し上げたいと、こう思います。その部分について、PR、要するにさまざまな部分での町内会の活用の仕方等があるわけでございます。そういうふうなところでお

知らせをする部分、足りなかったというふうなご指摘でございますので、ただちにこれらは庁舎のほうに命じて、よりわかりやすく説明をするようにしたいと、このように思います。

ただ、いかんせん、これを強制的につくりなさいというふうなことではなくて、議員もご承知のとおり、自発的に町内会ができていくというふうな部分、それをまた期待をしているところもありますので、その点をご理解をいただければなど、このように思います。

○議長（村中徹也） 13番。

○13番（佐々木隆徳） 先ほど言いました、私が予算審査特別委員会で若干メモした部分ですけれども、コミュニティ助成事業では総務部長ですか、これ、町内会からの要望で対応していると、簡単なコメントでありました。それから11日の、これは建設部長ですか、町内会単位で申し込みを受けていると。除雪の苦情に関しては、ちょっとクッションつきますけれども、町内会長から要請があればというふうなニュアンスで私は受け取りました。そういうふうな、いわばこの3項目ですけれども、町内会をつくれれば、こういう形で、町内の皆さんがいい意味の恩恵を受けるということをもっとPRしていただきたいということなのです。町内会も以上で。

あと、行政サービスについてのもう一点、たまたま私コピーとって持ってきましたけれども、初日でしたか、山本議員が市政だより、普通の人は目を通さないと、せいぜい太文字の大きい文字、そういったところに目が行けば、私でも文字が小さくて内容までは見ない。ですから、住民サービスということで、他の合併した旧町村はどういう形でやっているかわかりませんが、旧脇野沢村は私の記憶でいっても、10年以上はそういう形で、例えば直接地域住民に関係あるものは、A4判のチラシ、改めてまたつくって、そういう形

で配布しています。ですから、市政だよりを、要するに直接読まなくても、そのチラシを見れば必要なことが明細に書いてあるというふうな形で、そういうことを十数年ずっとやってきているわけです。たまたま私住民2名ほどから相談を受けまして、そのうちに募集要項がチラシで回ってくるでしょう、回ってくるでしょうと。2月の末になっても来ない、いつも1月の末もしくは2月の初めのあたりにチラシが入ってくるのに入ってきた。どうしたこうしたということで庁舎のほうに伺ったら、募集は既に、これは1月20日号ですか、平成22年度むつ市臨時職員の登録者を募集します。内容は、私も見ませんが、登録者を募集しますと。これ今までの、通常脇野沢の住民であれば、これで臨時職員募集していたという内容でだれもとりません。こういうところなので、配慮に欠けると。市長の意に反しているのではないですか。先ほど市長が、本庁を中心というふうな話で、チラシ1枚まけばだめだとか、そういった指示まで出しているのですか。私は余りにも住民サービスに欠けると、そう思って今質問しているわけです。その点についてちょっと伺います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 全庁的な取り組み方については、やはりその部分で共通した市政だよりの中でお知らせをしていかなければいけないと、私はこういうふうに思います。その部分で、文字が小さかったりというふうなところ、先般の一般質問の中で、高齢者向けの文字の大きさ、それから見出しをつけるとか、そういうふうな部分の広報のあり方、これは留意していかなければいけないと、このように思います。

しかしながら、別刷りでチラシを入れるというふうなこと、その地域特性のもの、地域特別の、要するに特性的な問題、この部分については、脇

野沢庁舎におきましても、先ほどお礼を言っていたいただきましたけれども、脇野沢温泉の件、あれらについてはたしか別刷りで行いました。そういうその地区の特別の事情については、そういうふうな形でご案内をさせていただきました。そういうふうなところ、全庁的な部分については、やはりそういう市政だよりを通じて、ぜひ読んでいただくような体制を我々はまたPR不足だったのかなというふうな部分はあります。

また、地域特性の部分については、地域の庁舎の判断、しかしながらそれはやはり市民の皆さん方にわかりやすく、ただちに伝えていかなければいけないことはそういうふうな形で新年度にまた取り組んでいきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（村中徹也） 13番。

○13番（佐々木隆徳） 今の市長の答弁ですが、簡単に言いますと、地域には地域の特色があって、これは当たり前のことで、要するに何でもかんでも旧むつ市、大きいところに合わせると、脇野沢のような小さいところは死んでしまいます。そういう形での今の同等の扱いというのはできないと思っておりますし、今もう一点確認しますが、チラシ1枚、要するに配布しなくてもいいとか、そういった指示を出しているとかというのではないですね。総務部長、どうなのですか。

○議長（村中徹也） 総務部長。

○総務部長（新谷加水） チラシを出してはいけないというふうなことでは決してないわけですが、今市長からお話がありましたように地域限定のもの、そういうふうなものについては、特に周知を図る必要があるということでは特別にチラシを配布するというふうなことは当然あってしかるべきことですが、そういうふうなことについて、だめということではないです。

ただ、お話がありました臨時職員の募集、これ

につきましては、臨時職員も含めた人事管理ということでは、一括一元管理をするというふうな方針でおりますことから、これまで脇野沢限定でおっしゃるような別刷りのチラシで募集をしていたというふうな経緯があったわけでございますけれども、これはもう合併しているわけでございますので、他地域からもそういうご要望があるのであれば、これはきちんと平等に受けなければいけないであろうというふうなこともありまして、当然市政だよりを読んでいただかなければいけない、そういう習慣をつけていただかなければいけないというふうなことがございますが、一応市政だよりで一括して募集をかけていると、今年度からそういうふうにしたというふうなことでございます。

ただ、脇野沢特有の職種というふうなことも、当然夢の平成号の甲板員とか、いわゆる操縦士とかというふうなこともございます。サルの追い上げ人夫等のこともございます。そういうふうなこと等々もございますので、その人選に当たっては地域の方をできるだけ優先するという、そういう方針は変わらないというふうなことでございます。

以上です。

○議長（村中徹也） 13番。

○13番（佐々木隆徳） 改めて市民目線、住民目線で配慮すべきであるということ、配慮していただきたいということをこの場をおかりして申し上げます。

それから、職員の思いやりには予算は要らない、お金は要らないと。たまたま今A4判1枚で、脇野沢にすれば1,000枚程度配布という形になりますけれども、その程度で済むということです。去年もそうしていたのに、ことし変わったというから、今私言っているのもあって、例えば今の臨時雇用の話になれば、知っている人はそのまま手続

したりなんかして、全く今回新たに、また退職したり、また都会から戻ってきて、何かないかなということの仕事を探した場合は、要するに簡単なのは、庁舎に行けば一番いいのでしょうけれども、そういう全くわからない部分が、何をしたいかわからないと、そういうことで白紙の状態。だから言っているということになるわけです。その辺でとどめます。

九艘泊の石碑につきましては、何で今改めて私を取り上げたかというのは、市長の施政方針の中に観光の振興ということをやっていますね。さまざまな観光資源の発掘、活用や開発に取り組むと述べております。この石碑の近くに船小屋休憩所というのが漁業集落環境整備事業で、平成5年に整備された建物、施設があるわけです。その一角に今言った石碑があるわけで、要するにそれらを一体としてPRすれば、もっと観光客といますか、そういうのでどのぐらい見込めるかはわかりませんが、そういうPRもぜひ必要ではないのかということで、今回この石碑について取り上げさせていただきました。私二、三日前にも行ってきましたけれども、そのままの状態、まだ何とも痛々しいような、先ほど石が2メートルと言いましたけれども、本当に私以上の石が寄っかかっているような状態で現在もおります。予算つけていただきまして大変ありがたく思っておりますけれども、ぜひよろしく願いいたします。

街路灯、集会所につきましては、改めてまたやります。継続は力なりということで、何度もやったら何とかできるのでないかと。市長は笑っておりますけれども、これはいずれ私がやったというふうな自負にもなりますけれども。

九艘泊脇野沢線の恒久的安全対策について。私は2月、3月にかけて4回、きのうも行ってきて、5回ほど九艘泊まで行ったり、またきのうは蛸田まで行って暗くなって戻ってきましたけれ

ども、雨の降った次の日、または強風の後の次の日、10センチ前後の石がころころあちこちに落ちている状態なわけです。ですからこそ、こういうことを再三にわたって言うのであって、ちょっと時間もなくなりましたけれども、今1点だけ聞いていただきたいと思います。

昭和36年8月、午後零時45分、夏休みが終わり、2学期の始業式を終えて帰宅の途についた脇野沢小学校寄浪地区の児童や父兄19名が、工事用砂利を満載した小型ダンプカーに便乗させてもらい、瀬野地区から新井田地区に向かう上り坂で悪路にハンドルをとられ横転したため、児童たちは砂利もろとも地面にたたきつけられ、救援作業をしたにもかかわらず、児童10名と運転手1名の計11名が息を引き取るという全国的にも類を見ない悲惨な事故が発生したと。これ昭和36年ですから、丸49年、としがちょうど50回忌になるわけです。市長の耳には届いていないかも知れませんが、教育長のほうには何か報告してあるみたいな話で、今現在この慰霊碑といますか、慰霊祭というふうな形で50回忌の準備を進めているというふうなことも伺っております。たまたまこの事故の犠牲者は、私が4年生で、3年生1名、2年生4名、1年生5名の児童10名です。事故当日は、村が異様な空気に包まれまして、今でも私の記憶にありますけれども、口では言いあらわせないような状況で、車の本当に少ない時代に新聞社の旗を立てた車だけが異様な形で行き交っていたと。二度とこのような惨事のないことを願いつつ、先ほどの九艘泊脇野沢間の重点的要望、これを改めてお願いいたしまして、以上で終わります。よろしく申し上げます。ありがとうございました。

○議長（村中徹也） これで、佐々木隆徳議員の質問を終わります。

午後2時10分まで暫時休憩いたします。

午後 2時00分 休憩

午後 2時10分 再開

○議長（村中徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

### ◎日時睦男議員

○議長（村中徹也） 次は、日時睦男議員の登壇を求めます。8番日時睦男議員。

（8番 日時睦男議員登壇）

○8番（日時睦男） 3月11日に先輩議員2名とともに、議会活動の活性化と政策提言を柱に、改革21と命名し、会派を結成しました、改革21の日時睦男であります。むつ市議会第203回定例会一般質問のトリを務めることになりました。

昨年9月の総選挙は、戦後政治の大半を政権の座に君臨してきた自民党の政権維持か、民主党への政権交代かの激しい選挙戦でありましたが、首切りや派遣切りによる雇用不安、社会保障費の削減による医療や介護などの負担増による生活不安からの脱却を求め、多くの国民は政権交代の道を選択し、民主党が予想をはるかに上回る議席を獲得し、社民党、国民新党との政策合意をして3党連立の鳩山内閣が誕生いたしました。その鳩山内閣は、コンクリートから人へをスローガンに、脱官僚の政治主導を掲げ、命を大切にす国民生活重視の政治の転換を目指しスタートいたしました。内閣発足時の内閣支持率が歴代内閣では小泉内閣の85%に次ぐ2番目の82%の高支持率でありました。しかし、3月初めには36%に半減し、危険水域と言われる30%に近い支持率となっております。この支持率低下は、民主党の政治と金に対するけじめや説明不足など、国民の生活実感からは納得できない対応の甘さが最大の要因であります。民主党が国民からの信頼を取り戻すためには、国民目線に立った政策の実現と企業、団体からの

献金を禁止する政治資金規正法を改正し、政治と金をはっきりと断ち切ることであり、さらには米軍の普天間基地移転問題について、基地移転問題が争点の名護市長選挙結果や、県外か国外とすべきとして全党が全会一致で採択した沖縄県議会の決議を尊重し、沖縄県民の意思を我が国の意思として憲法に定める主権在民の民主主義政治を堅持する意味においても、アメリカの顔色を気にせず、沖縄県民の意思を我が国の意思としてはっきりと言うべきであります。そして、鳩山内閣は、平成22年度予算の編成を命を守る予算とし、子ども手当、高校無償化、医療、介護費の増額など、十分とは言えないまでも、中央集権から地域主権に軸足を移し、地方が自由に使える一括交付金を導入して、地方交付金を1兆733億円増額するなど、地域重視、国民生活重視の予算を提案しております。

その国の施策、予算を受ける一地方自治体としての本市は、昨年市制施行50周年、合併5周年を迎えました。平成22年度はネクスト50に向けた出発点の年であり、本議会はその出発年度の予算を議決するある意味では今後のむつ市の歩むべき方向を定める大事な議会であると認識しているところであります。

宮下市長は、ネクスト50の出発に当たる平成22年度予算を、守りの部分をしっかりと担保し、攻めの部分に厚みをつけた未来につながる息吹となるような予算と施政方針で述べておりますが、長引く不況から景気の回復の実感は薄く、本議会の予算審査特別委員会で恒久雇用対策を求める発言が相次ぎました。厳しい雇用状況が続き、高齢化率がどんどん進む本市の現状から、医療や介護などに市民の負担を軽減した命を大切にす施策が求められていることを指摘し、通告に従い、以下3点の課題について質問をいたします。

質問の最初は、県立高等学校統廃合について何

います。9年間の義務教育を終え、将来に夢を託し、県立高校を受験した生徒の合格発表が3月11日実施され、合格してうれしい涙を流す生徒もあれば、残念ながら不合格となり、今後後期試験や私立を受験する生徒など、毎年のことではありますが、受験生にとっては越えなければならない関門であります。その県立高校について県は、高等学校グランドデザイン会議からの今後の県立高等学校のあり方についての答申を受け、少子化の影響による中学校卒業生数の減少を理由に、平成12年度から県立高等学校教育改革を進めてまいりました。この計画の実施過程の第2次実施計画では志願者が増加し、地元生徒がその大多数を占めるなど、市が入学状況に大きな変化が生じた場合には実施年度を先送りする可能性も残すとしていながら、平成18年度に大畑高校と川内高校が1学級募集、平成20年度に両校を校舎制に移行いたしました。そして、その後平成21年度から平成30年度までの10年間に計画期間として、教育内容・方法、適正な学校規模・配置を柱とした県立高等学校教育改革第3次実施計画を策定し、今日に至っておりますが、残念ながらこの第3次実施計画で田名部高等学校大畑校舎は、現在の小学校6年生が高校受験の年に当たる平成25年度には募集を停止し、翌年の平成26年度には3年生のみの在籍となり、平成27年3月で閉校とする計画となっております。宮下市長は、自らの教育に携わった経験から、市長選では7つの政策の一つに「こどもは地域のたからもの」と掲げ、市民に約束をしたことを踏まえ、教育環境の整備に意を注いでいますが、本市の子供たちに教育の機会均等を図り、高等学校のさらなる教育環境の充実強化を図るため、以下の点について答弁を求めます。

1点目は、先ほども申し上げましたが、県立高等学校教育改革第3次実施計画では、生徒が集団の中でさまざまな個性や価値観に触れ、お互いに

切磋琢磨しながら、確かな学力とたくましい心を身につけるための教育環境を整えることが重要とし、望ましい学校規模を旧3市の高等学校1学年当たり6学級以上、他は4学級以上としております。つまり大規模な学校をつくり、その中で競争させれば確かな学力とたくましい心が身につくとしていることからして、大湊高校川内校舎は存続としているものの、安心してはられないと思えますし、競争と強制を徹底的に排除しているフィンランドの教育が世界トップレベルの学力を生み出していることから、競争で学力は向上しないのは明らかであります。市長は、この実施計画をどのように受けとめているのか伺います。

2点目は、田名部高校大畑校舎の存続について。平成20年6月のむつ市議会第196回定例会での同僚議員の質問に宮下市長は、大畑校舎が廃止となれば、生徒の通学費など各家庭における経済的負担が増加することで、就学機会の確保といった憂慮すべき課題が生じるとともに、学校という地域のシンボリック的存在がなくなることで、地域の発展を大きく後退させる要因ともなりかねないことから、閉校はぜひとも避けたい、また中学校、そして地域の方々がより多くの志望者数を抱えて大畑高校に志を持って進学するような形の雰囲気づくり、これがひいては閉校を先延ばしし、そしてそれが充実することによって閉校が断念されるとし、県に対し特段の配慮を求めていくとの答弁でしたが、これまで県に対し具体的にどのような対策を講じてきたのかを明らかにするとともに、大畑校舎の現状をどのように認識しているのかお示し願います。

3点目は、校舎制導入校の今後の方向性について。県は説明会で生徒の入学状況を勘案し、地域において高校教育を受ける機会の確保に配慮しながら、計画的に募集停止します、なお生徒の入学状況などにより実施年度を変更することもありま

すと見解を述べておりますが、市長は大畑、川内両校の校舎制移行後の生徒の入学状況をどのように認識しているのか、そして平成25年度末に大畑校舎閉校にどう対処するつもりか、所見を伺います。

次の質問は、大湊港港湾振興ビジョンについてであります。大湊港の沿革は、昭和28年5月に物流拠点としての重要性から地方港湾に指定され、我が国初の原子力船「むつ」の母港の決定を受けて、昭和44年4月に重要港湾に指定となりましたが、原子力船「むつ」が関根浜港に回航となったことから、平成12年4月に再び地方港湾となり、その後平成12年5月に国土交通省の前身である運輸省港湾局によって港の格、港格と、港湾利用の実態との間に乖離のあった大湊港を含む重要港湾6港を地方港湾に格下げした際、地元への配慮から、特定地域振興重要港湾制度がつくられ、大湊港は制度新設時に指定を受けました。この指定がされますと、地方振興のための調査の重点実施や港湾事業の推進など、国による積極的な支援を受けることができることから、指定翌年の平成13年2月に国、県、市を含めた産学官で構成する大湊港港湾振興ビジョン調査委員会と懇談会を設置し、審議の結果、6月に大型クルーズ船の接岸を可能とする埠頭整備、災害緊急時の海上拠点として対応可能な多目的耐震強化岸壁、イベントやスポーツ、レクリエーションなどの交流空間整備、国道338号を結ぶ臨海道路整備を施策として承認され、平成14年11月28日にウェルネスパークと一体化した利用を図るため、県と市が緑地の築造及び管理に関する基本協定書を取り交わし、緑地の築造は県が、管理は市が行うとして、具体的には運動場、バスケットボールコート、植樹帯、多目的広場、遊歩道、トイレ、駐車場を整備する計画となっており、平成27年度に完成予定で、総工費9億3,000万円を要する予定で進められておりま

す。私は、合併前に約束した事業とはいえ、市民のいやしの場や市民の安全安心の確保を考えたとき、その必要性を否定するものではありませんが、本市の最大の課題である財政健全化との整合性、合併後の旧市町村間の均衡ある発展を考えたとき、果たして今この事業が必要なのかどうか検証する必要があるのではないかと判断から、次の点について答弁を求めるものであります。

1点目は、運動場、バスケットボールコート、植樹帯、多目的広場、遊歩道、トイレ、駐車場などの港湾緑地整備事業に対する負担金として平成22年度予算に3,650万円を計上していますが、平成23年度以降の負担金を幾ら見込み、管理費は幾らを想定しているのかお示し願います。

2点目は、そのほかの埠頭及び岸壁の整備と臨海道路整備の完成は何年度で、管理主体はどこで、負担金と管理費は幾らを想定しているのかお示し願います。

3点目は、合併以降旧3町村が対象となっている過疎地域自立促進特別措置法に基づき計画されている過疎対策事業が、厳しい市の財政事情から計画どおり実施できないで来た経緯から、本事業の市全体の均衡ある振興発展との整合性を具体的に説明願います。

4点目は、本市では市民体育館や関根中学校の改築、大畑地区では給食センター、体育館、公民館、分庁舎の改築など、ハード面での課題が山積しておりますが、厳しい財政事情から、これらの事業を進めるに当たって、優先順位をつけて事業計画を組まざるを得ないと思っておりますが、懸案となっている事業の優先順位をお示し願います。

最後の質問は、市道の改良整備についてであります。具体的には、大畑地区の市道中島9号線上にある旧大畑線のガード撤去についてであります。この問題について私は、合併直後の平成17年6月のむつ市議会第184回定例会での一般質問以

降、昨年3月の第199回定例会まで、4回一般質問で取り上げてまいりましたが、残念ながらいまだ解決に至っておりません。地域の方々が不安の毎日を送っている実態にあり、一日も早くこの問題を解消し、安全安心を確保していただきたいとの思いから、再度取り上げた次第であります。

そこで、この事案に対するこれまでの答弁を要約しますと、救急、緊急時の体制や通学児童の交通安全はもとより、地域住民の生活に支障を来している、そのようなことから撤去は必要と認識している、旧大畑線の用地問題で下北交通株式会社及び民間会社と旧国鉄清算事業団との間で係争問題になっているが、土地所有者の柏翠と粘り強く交渉を続けていく、ガード中央部分の橋脚が市の道路用地に立っていることから、不法かどうか、法的措置を含め検討することとあります。そこで伺いますが、法律解釈について検討結果が出ていると思いますので、答弁を求めるものであります。

市長初め理事者の明快で前向きな答弁をご期待申し上げます。

○議長（村中徹也） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 日時議員のご質問にお答えいたします。

まず、県立高等学校統廃合についての1点目、県の県立高等学校教育改革第3次実施計画をどのように受けとめているかについてであります。日時議員ご承知のとおり、旧川内高等学校及び旧大畑高等学校の両校につきましては、平成16年10月に県教育委員会において策定されました県立高等学校教育改革第2次実施計画により、平成20年度にそれぞれ大湊高等学校川内校舎、田名部高等学校大畑校舎に移行されました。さらに、田名部高等学校大畑校舎につきましては、平成20年8月に策定されました第3次実施計画において、むつ下

北地区の少子化による人口減少が予測され、適切な教育環境を整えるとのことから、平成25年度に生徒の募集停止、平成26年度末をもって閉校する内容が示されたところであり、この第3次実施計画の案は、旧大畑高等学校の校舎化の移行と同時期の平成20年3月末に公表され、地域住民や同校関係者の困惑と憤りを大きくさせたところであり、私自身、事の進展の余りの速さに驚くとともに、遺憾の思いを禁じ得なかったものであります。

当該計画では、少子化が進み、生徒数の減少が見込まれる中、青森市、弘前市及び八戸市の3市を除く地域については4学級以上が望ましい学校規模であるとしておりますが、地域と一体となった教育活動や生徒の顔の見える教育といった小規模であるがゆえの優位性、またむつ下北地域においては、地域間が遠く離れているという地理的な要因も加味いただき、就学機会の確保といった観点からの特段のご配慮をいただきたいものとの思いを強く持っているところであります。

2点目のこれまでの対策経過と田名部高校大畑校舎の現状認識についてであります。これまでの対策経過につきましては、大畑校舎の閉校問題を重く受けとめ、むつ下北管内5市町村の首長及び議長で構成されます下北総合開発期成同盟会において、県に対する重点要望に組み入れ、要望活動を展開してまいりました。平成17年度に行った最初の要望では、青森県立川内高等学校及び大畑高等学校の存続についてという形であり、平成21年度には青森県立田名部高等学校大畑校舎の存続についてと表現は変わっておりますが、大畑高校と大畑校舎に関しましては、これまで5年にわたり要望を継続して実施しているところであり、市議会におかれましても県に対して要望活動を展開された経緯にあるものと認識をいたしております。

また、田名部高等学校大畑校舎は、旧大畑高等

学校以来多くの人材を輩出し、地域の振興、発展に大きく貢献してきたところでありますし、昨年の生徒の活動を見ましても、大畑地区で開催されましたサーモン祭や植樹祭等のイベントにおいてボランティア活動に参加するなど、地域活動に積極的に取り組むことで地域に溶け込み、活力と元気を与えていることから、今や地域のシンボルの一つとして住民に強い愛着心を持たれていると同時に、地域に完全に定着、同化しているものと認識しているところであります。

3点目の大畑・川内高校の校舎制移行後の入学状況をどのように認識し、田名部高校大畑校舎閉校への対応策をどのように考えているのかについてであります。校舎制移行後の大畑校舎及び川内校舎の入学状況につきましては、それぞれ40人の定員に対しまして、地元の大畑中学校、川内中学校からの入学者がいずれもここ3年平均で20人台半ばと6割ほどで、他は近隣からとなっており、地域における両校舎の重要性がうかがえるものとなっております。

今後の大畑校舎における入学予測につきましては、参考までに計画上、同校舎の生徒募集の停止が予定されております平成25年度までを見ますと、むつ市全体の中学校卒業生がここ二、三年、同様に600人台で推移することが見込まれるとともに、同校舎の入学者の過半を占める地元の大畑中学校卒業生もほぼ現状と同じ70人前後が見込まれることから、近年と同じ入学割合が続くと仮定すれば、これまでとおおむね同程度になることが予測されます。

去る2月22日、平成22年度県立高等学校前期選抜の志願状況が公表され、大畑校舎が前期選抜募集人員32人に対し出願者数が55人と倍率が1.72倍であったことで、大畑校舎への入学を望む子供たちが多くいるとの心証を持ったところであります。第3次実施計画においては、生徒の入学状況

等により実施年度を変更することもあり得るとされているところでありますが、現段階では計画内容の見直しがどのように図られるのかは不透明であります。これを強く訴えていくには、何よりも同校関係者や地域の方々の熱意と行動、志望者増加につながる機運づくり等が大きな要素となり、原動力となるものであると考えるところであります。下北総合開発期成同盟会といたしましても、引き続き県に対する重点要望を力強く展開してまいる所存でありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、大湊港港湾振興ビジョンについてのご質問にお答えいたします。大湊港は、平成12年の港湾法改正に伴い、重要港湾から地方港湾へ移行になった際、国の新規施策として地域の振興に重要な役割を果たすことが期待され、特定分野、機能の強化を図り、地域の活性化を図る港湾としての位置づけとなる特定地域振興重要港湾に選定され、防災拠点を中心に特定分野として地域振興を図るための振興ビジョンが策定されております。青森県周辺地域は、三陸はるか沖地震、十勝沖地震、日本海中部地震など比較的多くの地震が発生している地域であります。大湊港を中心とする背後地域では、防災面で地域防災拠点機能となる港湾施設が未整備となっている面も多かったことから、その機能の充実が求められておりました。

振興ビジョンでは、大規模地震にも対応可能で、海上からの円滑な緊急時災害支援ができ、大型クルーズ船の接岸も可能な水深7.5メートルの多目的耐震強化岸壁の整備、ウェルネスパークと連携して災害時には防災緑地としての機能が図れるイベントやスポーツ、レクリエーション等の交流空間の整備、災害時には緊急輸送ルートとしての役割を担う大平埠頭と国道338号を結ぶ臨港道路の整備が大きな柱となっております。このことから、当市といたしましても、当該事業については安全

安心を確保するなどの民生安定上重要なものと考えているところであります。

1点目の港湾緑地整備事業に対し、市の工事費及び管理費の負担があるのか、あればその金額を示せとのご質問、2点目の埠頭及び岸壁の整備と臨港道路の完成年度は、工事費及び管理費の負担があるのか、あればその金額を示せとのご質問につきましては、担当部長より答弁いたします。

次に、ご質問の3点目、本ビジョンと過疎対策事業との均衡ある発展に向けた整合性について、4点目の本ビジョンを含め、懸案事業実施の優先順位につきましては、関連いたしますので、一括してお答えいたします。

市町村合併後の新しいむつ市の市政運営に当たりまして、その根幹となる理念として掲げ、意を注いでまいりましたのが地域の均衡ある発展、一体感の醸成についてであります。合併後は、非常に厳しい財政環境下にあり、財政健全化を図ることが第一義でありましたが、過疎計画を踏まえ、地域の現況やバランス等を総合的に見きわめながら、各地域の民生の安定や産業振興に資する基盤整備に配慮しつつ、漁港、道路、下水道整備など事業の確保に努めてまいったところであります。その一方で、先ほど申し上げました大湊港港湾振興ビジョンについては、安全安心の確保を初め、ウェルネスパークとの有機的連携といった点で効果的なものであるとして応分の受益者負担に対応してまいったものであります。今後につきましても、平成22年度には現行の過疎法が延長される予定にありますことから、これに伴う新たな過疎計画の策定に当たりましては、制度設計の趣旨、内容を踏まえながら、これまで実施できなかった事業も改めて俎上にのせ、吟味、精査のうえ的確に対処するとともに、大湊港港湾振興ビジョンにかかわる事業費負担等についても財政状況等を見定めつつ引き続き取り組んでまいりたいと考えてお

ります。

懸案事業実施の優先順位の設定につきましては、国の施策動向や経済社会状況など、当市の財政を取り巻く環境の見通しにおいて、個々の事業について、確定的に予定することは財源の裏づけも含め、確実な予定が立たない以上、極めて困難なものと考えます。財政運営計画においても、年度ごとに個々具体の事業に優先順位をつけるなどの扱いはしておらず、一定のスパンにおいて予定した事業について、財政運営に計画性を確保する意味において掲載するものであります。このことから、毎年の予算編成において、長期総合計画の理念のもと、さまざまな部門が所管する各種計画の現況と見通し等を踏まえつつ、地方自治行政の基本原則である最少の経費で最大の効果を上げる、また財政運営に当たっての要諦である緊急性、必要性、効果性の観点から、総合的に検証、評価が加えられ、予算案として練り上げられるものでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、市道の改良整備についてのご質問にお答えいたします。大畑地区の市道中島9号線上にある旧大畑線のガード撤去についてであります。目時議員ご指摘のとおり、平成21年3月のむつ市議会第199回定例会において、今後とも法的措置を含め、さらに検討を加えてまいりますと答弁したところであります。これに対する法的解釈について検討結果はとのご質問であります。法的解釈につきましては、弁護士と相談し、現状でのガードの市道占有は、旧大畑線廃止後、法的許可手続がなされていないことから、不法占用に当たるとの助言をいただいております。不法占用となれば、道路法に基づき撤去手続をとることができるわけですが、議員ご承知のとおり、市とガード所有会社との間では、旧大畑線内の市道、生活道等の利用に関しさまざまな問題を抱えており、その中には用地買収等市で果たすべき義務もありま

す。これらのことから、ガード撤去だけを市のほうから先に要求することは現状では大変難しい状況にあります。私としましても、緊急車両等の通行、地域住民の安心安全な生活を考えますと、ガードの撤去は必要であると考えておりますので、今後も引き続きガード撤去をも含めた旧大畑線全体の問題解決に向け、相手方と交渉、協議を進める考えでありますので、ご理解願いたいと存じます。

○議長（村中徹也） 建設部長。

○建設部長（太田信輝） 目時議員ご質問の大湊港港湾振興ビジョンについて、市長答弁に補足説明させていただきます。

まず1点目の港湾緑地整備事業に対し、市の工事費及び管理費の負担があるのか、あればその金額を示せとのご質問であります。港湾緑地整備事業には、大平緑地約4万4,000平方メートルと大平マリーナ緑地約1万1,000平方メートルの合わせて5万5,000平方メートルが計画されております。大平緑地には、防災ヘリの離着陸用ヘリポートを兼ねた人工芝舗装の運動広場1万6,000平方メートル、野芝舗装の多目的広場6,000平方メートル、100台収容可能な駐車場、トイレ、バスケットボールコート1面、植栽帯6,000平方メートルが計画され、大平マリーナ緑地には駐車場40台、トイレ、多目的広場が計画されており、平成27年度の完成予定となっております。

この緑地整備事業に係る工事費は、9億3,000万円が予定され、市の工事負担は平成13年から平成27年度までの15年間で9,300万円となっております。緑地の管理につきましては、平成14年11月にウェルネスパークと一体化した利用を図るため、県と市が緑地の築造及び管理に関する基本協定を取り交わし、管理は市が行うこととなっております。平成17年度から施設完成の都度、基本協定に基づき管理に係る協議をしてきており、現在大

平緑地の駐車場、多目的広場、バスケットボールコート、駐輪場の管理を行っております。

平成21年度の管理費は、97万5,420円でありましたが、平成22年度はトイレと街路灯が引き渡される予定であることから、234万3,000円と見込んでおります。また、平成27年度の整備完了後は、草刈り、清掃等を含めた全体の管理費を年間約500万円と見込んでおります。

2点目の埠頭及び岸壁の整備と臨港道路の完成年度、工事費及び管理費の負担があるのか、あればその金額を問合せのご質問であります。緑地以外の施設の完成目標年度は、耐震強化岸壁が平成21年度末に、岸壁改良が平成24年度、臨港道路が平成22年度となっております。市の工事負担は、平成13年度から平成24年度までの12年間で約3億5,000万円を予定しております。緑地以外の施設の管理は県が行うことから、管理費の負担はございません。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 8番。

○8番（目時睦男） それでは、順を追って再質問をさせていただきたいと思えます。

まず最初に、大畑校舎の問題であります。県は校舎制導入時の説明会で、これは大湊の中央公民館で当時行われているわけですが、その中の説明会で、記録によりますと、大畑校舎の閉校時期についての出席者からの質問に対して県の答弁が、今後の入学者数によっては延期もあり得るという考えを表明しているわけであります。このことについて、こういう理解で間違いがないかどうか確認をさせていただきたいと思えます。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 県の表明でありますので、私もそのように期待をしているところであります。

○議長（村中徹也） 8番。

○8番（目時睦男） それで、県のこれまでの、県議会等含めてのこの件についてのやりとりの中で、校舎制移行は閉校を前提としたものではないと、平成21年度以降は地元からの入学状況を見きわめながら、教育の機会均等や全県的バランスも考慮しつつ検討することとなっていると。大畑高校については、中学生の進路希望が反映される第1次志望調査において過去5年間の平均が0.72倍であり、一般選抜の志願倍率も0.77倍と1倍を割っている。これは、当時の県の表明であります。こういうふうに言っていて、大畑校舎の本年前期の志願倍率は、先ほど市長答弁にもありましたが、ことしの大畑校舎の志願状況倍率は1.72倍になっているわけであります。そういう中で、もう一つには、市長答弁になかったわけでありますが、この3年間の大畑校舎の生徒の資格取得状況を見ますと、商業系では電卓、珠算、ワープロ、簿記、ビジネス情報、商業、経済、これらの資格検定等に多数の生徒が合格をしている状況、加えて危険物取扱者免状等の取得者が多く出ているという状況があります。こういう中で、これらの成果については、やはり中学生の父母の方々、地域の方々含めて、私は大畑校舎に対する評価のあらわれであろうと。このような状況がことしの志願倍率の1.72倍に数字としてあらわれているということによって私は認識をしているわけであります。

この認識については違わないと思うわけでありますが、そういう中で平成27年3月末での大畑校舎の閉校という部分については、今PTA含めて地域の中で、これは延期をしてほしいと、こういう声が上がってきているのは事実であります。先ほどの答弁の中で市長は、地域の熱意を持った行動があるとするならば、この件の廃校の部分についても、市も含めてという意味の答弁をしているわけでありますが、地域のそういう声が出てきた場合に、具体的にでてきた場合に、市としてどの

ような形で対応していくつもりか、再度その辺についてお聞きをしたいと思います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 地域の方々からさまざまな要望、そういうふうな形で熱意と行動がなされるということでもありますならば、これは県にしっかりと私たちは伝えていかなければいけないと思います。

また、これまで手をこまねいていたわけではございません。下北総合開発期成同盟会、これですと今までかなり要望を強めてまいりました。そういうふうなことも継続をして要望活動をしていくということでございます。

○議長（村中徹也） 8番。

○8番（目時睦男） 重ねて今市長答弁あったわけですが、市長が掲げている「こどもは地域のたからもの」、このテーマを具体的に、この課題について実現していくような方策で取り組んでいただきたいというふうに思っております。地域のいろんな具体的な行動が私は今日の状況からいって必ず出てくるというようなことを予想しています。そういうふうな面で、その先頭に立って、地域の先頭に立って、宮下市長の掲げている政策の、再度申し上げますが、「こどもは地域のたからもの」という部分でぜひとも大畑校舎の閉校の問題については、私は閉校という部分について、撤回はなかなか無理かなという状況も考えるわけですが、少なくとも私は平成26年度末閉校という部分については、ぜひとも延期をしていただく、こういう姿勢で行動を起こしていただきたいということをお願いしたいと思います。

次は、大湊港の港湾事業についてであります。既に承知をしている方もいますが、先ほどの本市の財政負担も含めたときに、当然この事業については合併前に話題になっている事業であります。私は市民に対しての説明と理解をしていただ

く取り組みを既に行っているだろうという予測をするわけですが、具体的に市民に対しての市としてのこの事業に対する説明はどのようにされたのか、まずお聞きをしたいと思います。

○議長（村中徹也） 土木課長。

○建設部副理事土木課長（布施恒夫） お答えいたします。

今の大湊港港湾ビジョンについて、市民にどういう形で説明したかというふうなお尋ねでございますけれども、確かに市といたしましては、それなりの応分の負担はしているものの、事業実施主体が県であるというふうなこともございまして、市といたしまして、特別市民に対して具体的な説明等は行ってこなかったものと思っております。

○議長（村中徹也） 8番。

○8番（目時睦男） 実は、この事業について、2月8日までにということで、無作為抽出でむつ市の市民はもちろん、周辺町村も含めた8市町村の1,900名の住民の方々に県がアンケート調査を行っていることについては、既に市も承知かと思っております。2月8日までにアンケートの郵送を求めていますから、この時点で県では既にアンケートの集約結果は出ていると予想するわけですが、県のほうからこのアンケート調査に対する集計結果が市のほうに報告されているのかどうか、確認をさせていただきたいと思います。

○議長（村中徹也） 建設部長。

○建設部長（太田信輝） 市のほうには、県のほうからまだ報告は来ておりません。

○議長（村中徹也） 8番。

○8番（目時睦男） これは、要望というより、行政運営の中で今後取り扱いをきちんとしてほしいと思っております。県の事業であれ、地域の方々がこれらの部分について、市の財政も投入をするわけですから、当然市民の浄財であります。そういう意味で私は、県の事業であっても、行政運

営上市民からの理解と協力を得るといふ部分、これは必要かと思っているわけであり、どんな事業であっても。そういうふうなことで、今後この部分について、市民の中にはこれらの事業についてほとんど知られていない、こういうことで認識をせざるを得ないという現状にあらうかと思っておりますので、求めておきたいと思っております。

それで、財政の状況、今後の負担金、管理費について、現時点の数字について説明ありました。緑地事業については9,300万円、管理費が500万円。こういう状況で、今の財政状況からすると、私は大変厳しい状況の中で負担を余儀なくされていくだろうと、このように予想するわけであり、そして、私が求めている過疎債、先般の企画部長の説明の中で、平成22年度以降もこの時限立法が延長され、ほっとしています。しかし、前計画、平成21年度までの計画の実行率が50%をちょっと切っている。これは、私なりに理解するのは、自主財源が投入できないという財政事情から過疎事業について50%しかできなかったという、こういうふうな言わざるを得ないだろうと思っているわけであり、そういう面で、均衡ある発展に、先ほど市長は優先順位の部分については、毎年の予算編成の中でそれぞれ検討しながら、計画の実行のために努力していくという答弁であります、この点について市としての考え方を求めるわけであり、それぞれの抱えているハード面での事業、この部分について、当然過疎計画も含めてでありますが、置かれている財布のひもは、ないそでは振れないのであります。そういう状況から、この毎年度の予算編成の中で検討はするにしても、置かれている計画に対しての優先順位というか、この事業についてはいつの時期というようなことも含めて、全庁挙げた検討委員会なりそういうふうなことで検討していく用意があるのかどうか、この辺について所見をお伺いさせていただ

きたいと思っております。

○議長（村中徹也） 企画部長。

○企画部長（阿部 昇） まず、ただいまのお尋ねの中で、現行の過疎計画の実行率と申しますか、執行率という点で50%を欠くというふうなお話でしたが、私どものこれまでの答弁におきましても、現段階の資料におきましても、本年度、平成21年度末という見込額ではございますが、執行率としてはみなし地区3地区全体で55.6%、このようにこれまでも答弁してきた経過があるかと思っておりますので、まずそこを答えさせていただきます。

それから、本題の優先順位というお尋ねでございますが、現行の過疎計画が策定された際の事情、議員はるるご存じかと思っておりますが、当時各地区がお持ちの懸案事業、これにつきましては、ほぼ網羅的に掲載したという経過がございます。それとまた今般の過疎法の延長の具体的なものはまだ見えませんが、骨子としての、その対象事業として、ハード事業に加え、ソフト事業も一部創設されると、対象事業に加えられると、こういった情報もございますので、これまで未執行の事業について優先的な考慮はするものの、無条件とはまいらないだろうと、このように思っております。つまり先ほど市長が申し上げましたように、改めて各地区の現況と財政の定石、これに照らして、総合的な判断をしてまいるといふことにならうかと思っております。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 8番。

○8番（目時睦男） 先ほどの市長答弁の域を出ないわけではあります、私指摘をしておきたいと思っております。

例えば今年度末までの過疎計画、全体のそれぞれの地域ごとの、脇野沢、川内、大畑の地域ごとの計画示されています。この実施年度も計画の中

にちゃんとあるのですよね、計画では。私は、財政の裏づけも含めた計画だろうということで当初見たのです、端的に言うと。計画のための計画ではないだろうという見方なのです。そういう面で、私が言っているのは、次の平成22年度以降の過疎計画においても、計画のための計画ではなくて、実効性のある、財政の裏づけもある計画をきちんとやってほしい。例えばハードの部分でこの建物、もう老朽化をして、どうにもこうにもならないというときに、ここはやはり今の状況の中にもあるわけでありますから、そうすると財政の状況からいって、あと3年待てば、待ってくれ、この中ではというような事案もあるだろうし、そういう面も含めて、精査のある計画をぜひともつくっていただきたいと思っています。

最後、時間ありませんが、市道の整備、ガードの問題。先ほど佐々木議員が継続は力なりと言っていました。私もこのガードの問題については、壇上で申し上げましたように、今回で5回目であります。そこで、柏翠と関連をする関連会社、この関連会社に対して市は平成17年度から平成20年度までの3カ年で、この欠損金に対する補助として4,770万円助成をしているわけであります。それは、離島航路というか、市民の足を守るという部分も含めて、脇野沢から青森までの航路に対してそういう視点で援助をしているわけであります。当然私はこのガードの所有者の部分についても、地域の生活のために行政に対して協力していただくというのは、無理のないお願いだろうと思うわけであります。そこで、市長にお尋ねをしたわけでありますが、そういう先ほど言ったような市としての対応もとってきているということも含めて、このガード撤去の問題について、トップ交渉も含めた推移によっては、構えを持っていたきたいと思いますが、その点についての市長の決意をいただきたいと思っています。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 相手方と交渉、協議というふうなことに徹していかなければいけませんし、単にガードだけの問題ではないというふうなことでお話をしましたとおり、さまざまな問題が含まれておりますので、しっかりと1つずつ、そして相手方と交渉、協議を進めていくという考え方がありますので、ご理解をいただきたいと、このように思います。

○議長（村中徹也） 8番。

○8番（目時睦男） 済みません。今市長から答弁あったわけでありますが、私は市長の決意をいただいて、一般質問をきょうやめようと思っておったのですが、実は市長が言った部分については、ヒアリング等々含めて、これまでの一般質問の答弁の中でもありました。しかし、ガード以外の問題も含めて、この会社との関連する事案について、私はほとんど事案が解決に至っていないという、こういうふうな認識をしているわけであります。そういう面では、意を用いて、相手との力強い行政の中での求めも含めて、解消に努めていただきたいということを申し上げて一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（村中徹也） これで、目時睦男議員の質問を終わります。

### ◎散会の宣告

○議長（村中徹也） 以上で本日の日程は全部終わりました。

お諮りいたします。明3月17日及び18日は議事整理のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、明3月17日及び18日は議事整理のため休会す

ることに決定いたしました。

なお、3月19日は付託議案審議、議案第33号の審議、議員提出議案上程、提案理由説明及び審議を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 3時12分 散会

#### 議 席 表

3番	浅 利 竹二郎	議員
7番	鎌 田 ちよ子	議員
8番	目 時 睦 男	議員
9番	野 呂 泰 喜	議員
10番	川 端 一 義	議員

